

令和3年第1回柳津町議会定例会会議録

第10日 令和3年3月19日（金曜日）

1. 出席議員は次のとおりである。

1 番 磯 目 泰 彦	6 番 松 村 亮	9 番 鈴 木 吉 信
2 番 新井田 順 一	7 番 田 崎 信 二	10 番 齋 藤 正 志
3 番 伊 藤 純	8 番 荒 明 正 一	11 番 伊 藤 昭 一
5 番 岩 渕 清 幸		

2. 欠席議員は次のとおりである。

な し

3. 地方自治法第121条の規定により出席を求められ、出席した者は次のとおりである。

町 長 小 林 功	建 設 課 長 横 井 伸 也
副 町 長 矢 部 良 一	保 育 所 長 佐 藤 清 子
総 務 課 長 菊 地 淳 一	教 育 長 神 田 順 一
出 納 室 長 新井田 理 恵	教 育 課 長 金 子 佳 弘
町 民 課 長 杉 原 満	公 民 館 長 天 野 美 穂
地 域 振 興 課 長 鈴 木 秀 文	

4. 会議に職務のため出席した者の職氏名。

議会事務局長 菊 地 淳 一	主 査 木 須 良 行
----------------	-------------

5. 会議事件は次のとおりである。

日程第 1	報告第 1 号	予算特別委員会付託案件審査結果報告
日程第 2	議案第 1 号	専決処分の承認を求めることについて（専決第1号令和2年度一般会計補正予算）
日程第 3	議案第 2 号	専決処分の承認を求めることについて（専決第3号令和2年度一般会計補正予算）
日程第 4	議案第 3 号	専決処分の承認を求めることについて（専決第4号令和2年

度国民健康保険特別会計補正予算)

- | | | |
|--------|----------|---|
| 日程第 5 | 議案第 4 号 | 柳津町つきみが丘町民センター条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 6 | 議案第 5 号 | 柳津町西山温泉山村公園条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 7 | 議案第 6 号 | 柳津町観光物産館条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 8 | 議案第 7 号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 9 | 議案第 8 号 | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 10 | 議案第 9 号 | 柳津町健康福祉プラザ銀山荘条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 11 | 議案第 10 号 | 柳津町森林公園設置条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 12 | 議案第 11 号 | 柳津町国民健康保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 13 | 議案第 12 号 | 柳津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 14 | 議案第 13 号 | 柳津町介護保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 15 | 議案第 14 号 | 柳津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 16 | 議案第 15 号 | 柳津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 17 | 議案第 16 号 | 柳津町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 18 | 議案第 17 号 | 柳津町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 19 | 議案第 18 号 | 柳津町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 20 | 議案第 19 号 | 柳津町町営住宅条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 21 | 議案第 20 号 | 柳津町町営住宅等管理条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 22 | 議案第 21 号 | 柳津町後継者独身住宅条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 23 | 議案第 22 号 | 柳津町後継者独身住宅管理条例の一部を改正する条例について |

て

- 日程第 2 4 議案第 2 3 号 柳津町立小中学校嘱託医等の報酬支給に関する条例の一部を
改正する条例について
- 日程第 2 5 議案第 2 4 号 柳津町振興計画の策定について
- 日程第 2 6 議案第 2 5 号 辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第 2 7 議案第 2 6 号 工事請負契約の変更について
- 日程第 2 8 議案第 2 7 号 町道路線の廃止について
- 日程第 2 9 議案第 2 8 号 町道路線の認定について
- 日程第 3 0 議案第 2 9 号 令和 2 年度柳津町一般会計補正予算
- 日程第 3 1 議案第 3 0 号 令和 2 年度柳津町土地取得事業特別会計補正予算
- 日程第 3 2 議案第 3 1 号 令和 2 年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算
- 日程第 3 3 議案第 3 2 号 令和 2 年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 日程第 3 4 議案第 3 3 号 令和 2 年度柳津町介護保険特別会計補正予算
- 日程第 3 5 議案第 3 4 号 令和 2 年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算
- 日程第 3 6 議案第 3 5 号 令和 2 年度柳津町町営スキー場事業特別会計補正予算
- 日程第 3 7 議案第 3 6 号 令和 2 年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算
- 日程第 3 8 議案第 3 7 号 令和 2 年度柳津町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第 3 9 議案第 3 8 号 令和 2 年度柳津町簡易排水事業特別会計補正予算
- 日程第 4 0 議案第 3 9 号 令和 2 年度柳津町林業集落排水事業特別会計補正予算
- 日程第 4 1 議案第 5 1 号 監査委員の選任同意について
- 日程第 4 2 議案第 5 2 号 副町長の選任同意について
- 日程第 4 3 報告第 1 号 専決処分の報告について（専決第 2 号損害賠償の額の決定及
び和解について）
- 日程第 4 4 議員提出議案第 1 号 柳津町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 5 柳津町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

◎開議の宣告

○議長

ただいまから本日の会議を開きます。（午前１０時００分）

本日の議事日程はお手元にお配りのとおりであります。

これより議事に入ります。



◎議案の審議

○議長

日程第１、報告第１号「予算特別委員会付託案件審査結果報告」についてを議題といたします。

予算特別委員会委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長、田崎信二君。

○予算特別委員会委員長（登壇）

おはようございます。

報告第１号

予算特別委員会付託案件審査結果報告

令和３年第１回柳津町議会定例会において、本委員会に付託された事件について３月１２日、１５日、１６日の３日間、執行部より各主管課長等・班長の出席を求め、慎重に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第７７条の規定により報告いたします。

議案第４０号、令和３年度柳津町一般会計予算、

議案第４１号、令和３年度柳津町土地取得事業特別会計予算、

議案第４２号、令和３年度柳津町国民健康保険特別会計予算、

議案第４３号、令和３年度柳津町後期高齢者医療特別会計予算、

議案第４４号、令和３年度柳津町介護保険特別会計予算、

議案第４５号、令和３年度柳津町簡易水道事業特別会計予算、

議案第４６号、令和３年度柳津町町営スキー場事業特別会計予算、

議案第４７号、令和３年度柳津町農業集落排水事業特別会計予算、

議案第４８号、令和３年度柳津町下水道事業特別会計予算、

議案第４９号、令和３年度柳津町簡易排水事業特別会計予算、

議案第５０号、令和３年度柳津町林業集落排水事業特別会計予算については、原案どおり

可決すべきものと決定しました。

なお、意見として別紙のとおり報告いたします。

ただし、令和３年度から新しく設置されるみらい創生課については予算書に明記されていないため、議会軽視とも取られかねないので、今後このような予算編成がないようにすること。

令和３年３月１９日

柳津町議会予算特別委員会

委員長 田 崎 信 二

柳津町議会議長 伊 藤 昭 一 殿

○議長

お諮りいたします。

ただいまの予算特別委員会委員長報告のとおり、決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、議案第４０号「令和３年度柳津町一般会計予算」、議案第４１号「令和３年度柳津町土地取得事業特別会計予算」、議案第４２号「令和３年度柳津町国民健康保険特別会計予算」、議案第４３号「令和３年度柳津町後期高齢者医療特別会計予算」、議案第４４号「令和３年度柳津町介護保険特別会計予算」、議案第４５号「令和３年度柳津町簡易水道事業特別会計予算」、議案第４６号「令和３年度柳津町町営スキー場事業特別会計予算」、議案第４７号「令和３年度柳津町農業集落排水事業特別会計予算」、議案第４８号「令和３年度柳津町下水道事業特別会計予算」、議案第４９号「令和３年度柳津町簡易排水事業特別会計予算」、議案第５０号「令和３年度柳津町林業集落排水事業特別会計予算」については、予算特別委員会委員長の報告のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

お諮りいたします。

日程第２、議案第１号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

おはようございます。

議案第1号「専決処分の承認を求めることについて」提案理由を説明いたします。

本案は、令和2年度一般会計補正予算について、専決処分をしたものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

おはようございます。

それでは、議案第1号専決処分の承認を求めることについて補足してご説明申し上げます。

2ページをお願いいたします。

専決第1号令和2年度柳津町一般会計補正予算であります。

第1条としまして、歳入歳出それぞれ1,327万3,000円を追加し、それぞれ52億9,081万9,000円とするものでございます。

7ページをお願いいたします。

歳入になります。

国庫支出金、国庫補助金、衛生費国庫補助金で1,327万3,000円の増額補正でございます。

これにつきましては、新型コロナウイルスワクチンの接種体制整備に係る補助金でございます。10分の10の補助金でございます。

8ページをお願いいたします。

歳出になります。

衛生費、保健衛生費、予防費で1,327万3,000円の補正となります。こちらにつきましては、全て新型コロナウイルスワクチンの接種に必要な体制整備に要する経費となっております。主なものとしましては、報酬から旅費につきましては会計年度任用職員の雇用に要する経費でございます。需用費につきましては、ワクチンの接種券であったり接種券を入れる封筒、救急セットなどの経費となっております。役務費につきましては、接種券などの郵送に係る経費でございます。委託料ということで主なものとしましては、業務委託料ということでコ

ールセンターの設置に伴う軽費となっております。使用料については、集団接種時の会場使用料でございます。備品購入費でクーラーボックス、バーコードリーダーの機器代等でございます。

以上でございます。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第1号「専決処分の承認を求めることについて」を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり承認いたしました。

◇

◇

◇

○議長

お諮りいたします。

日程第3、議案第2号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第2号「専決処分の承認を求めることについて」提案理由を説明いたします。

本案は、令和2年度一般会計補正予算について、専決処分をしたものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

議案第2号専決処分の承認を求めることについて、補足してご説明申し上げます。

11ページをお願いいたします。

専決第3号令和2年度柳津町一般会計補正予算であります。

第1条としまして、歳入歳出それぞれ2,011万4,000円を追加し、それぞれ53億1,093万3,000円とするものでございます。

17ページをお願いいたします。

歳入になります。

国庫支出金、国庫補助金、総務費国庫補助金で903万3,000円の増額でございます。地方創生臨時交付金ということで、新型コロナウイルス感染症に係ります対象事業の国庫分を除いた地方負担分に対する交付金でございます。

それと、衛生費国庫補助金1,108万1,000円の増額補正でございます。こちらにつきましては、新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保事業ということで、追加分の補助金となります。

続きまして、18ページをお願いいたします。

歳出になります。

総務費、総務管理費、一般管理費で3,264万8,000円の増額補正でございます。こちらにつきましては、新型コロナウイルスの影響によりまして町民の生活費の負担も増えているということで、町民1人当たり1万円分の商品券を発行したものでございます。報償費で3,200万円、需用費で5万円、役務費で59万8,000円ということでございます。

以下、企画費から次のページの柳津保育所運営費までにつきましては、減額補正となっております。これにつきましては、これまでのコロナ対策事業で請け差や執行残となっているものでございます。

なお、企画費で25万5,000円の減、電算管理費で299万7,000円の減、庁舎管理費で48万8,000円の減となっております。

総務費の選挙管理委員会費で17万8,000円の減、19ページにいきまして、民生費の社会福祉費、老人福祉費で120万8,000円の減、同じく民生費の児童福祉費、柳津保育所運営費で495万4,000円の減でございます。

衛生費、保健衛生費、予防費で1,066万3,000円の増額補正でございます。こちらにつきましても、新型コロナウイルスワクチンの接種に要する必要な経費となっております。主なも

のとしましては、まず、報酬で109万9,000円でございますが、健康被害調査の委員の報酬ということで24万円と会計年度任用職員の報酬でございます。それから、報償費204万円でございますが、ワクチンを接種していただいた医療機関への謝礼、集団接種時の医師、看護師等に係る謝礼となっております。20ページの需用費につきましては、ワクチン接種に係る消耗品であったり、印刷代等でございます。備品購入費で184万円でございますが、こちらは主にディープフリーザー用の発電機などの購入経費となっております。

次に、母子保健費以下、22ページの教育費の事務局費までについては、先ほどと同様、これまでのコロナ対策事業の執行残や請け差による減額となっております。母子保健費で3万6,000円の減、21ページに移りまして、農林水産業費、農業費、農業振興費で545万円の減、商工費の商工振興費で102万8,000円の減、観光費で2,436万2,000円の減、22ページにいきまして、消防費の防災費で97万7,000円の減、教育費の教育総務費、事務局費で318万5,000円の減。

23ページに移りまして、社会教育費の社会教育総務費2万円の増でございますが、こちらにつきましては、成人式レンタル衣装のキャンセル料の助成金ということでございます。

以下、活性化施設管理費で229万2,000円の減、美術館管理費で32万8,000円の減となっております。教育費、保健体育費、学校給食費で3万1,000円の減、運動公園管理費で5万3,000円の減、予備費で調整しまして2,460万5,000円の増となっております。

以上であります。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第2号「専決処分の承認を求めることについて」を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり承認いたしました。



○議長

お諮りいたします。

日程第4、議案第3号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第3号「専決処分の承認を求めることについて」提案理由を説明いたします。

本案は、令和2年度国民健康保険特別会計補正予算について、専決処分をしたものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

議案第3号専決処分の承認を求めることについて、補足してご説明申し上げます。

28ページをお願いいたします。

専決第4号令和2年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算であります。

こちらにつきましては、歳出予算の補正となります。

31ページをお願いいたします。

歳出になります。

総務費、施設管理費、一般管理費で3万3,000円の減、それから、医薬費、内科医薬費、医薬用消耗器材費で同じく3万3,000円の減。こちらにつきましては、新型コロナウイルス対策事業の請け差分について減額をするものでございます。

予備費で6万6,000円の増でございます。

以上であります。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第3号「専決処分の承認を求めることについて」を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり承認いたしました。

◇

◇

◇

○議長

お諮りいたします。

日程第5、議案第4号「柳津町つきみが丘町民センター条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第4号「柳津町つきみが丘町民センター条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明いたします。

本案は、柳津町つきみが丘町民センターの利用料金について、指定管理者の安定収入を確保するため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、地域振興課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長（登壇）

おはようございます。

それでは、議案第4号柳津町つきみが丘町民センター条例の一部を改正する条例について、補足してご説明申し上げます。

本条例は、つきみが丘町民センターの利用料金につきまして指定管理者の安定した収入の確保を図るため改正するものであります。

議案書の33ページをお開きください。

まず、別表中、つきみが丘町民センター利用料金の宿泊料について、大人「4,500」円を「5,500」円に、小学生「2,930」円を「4,000」円に改め、高齢者料金の欄を削り、会場使用料の会議室「1,560」円を「1,600」円に、大ホール（1）「4,180」円を「4,400」円に、大ホール（2）「2,080」円を「2,200」円に改め、備考中、「3 高齢者とは、70歳以上の者をいう。」を削り、以降の備考の番号をそれぞれ繰り上げ、「乳幼児」を「未就学児」に改めるものであります。

次に、34ページをお開き願いたいと思います。

次に、別表中、入湯料につきまして、1回の入湯料、大人「300」円を「500」円に、小人「200」円を「300」円に、終日の入湯料、大人「510」円を「800」円に、小人「300」円を「500」円に、回数券の1回入浴、大人「3,130」円を「5,000」円に、小人「2,080」円を「3,000」円に、終日入浴、大人「5,230」円を「8,000」円に、小人「3,130」円を「5,000」円に、町民パスポート券、大人「5,230」円を「8,000」円に、小人「3,130」円を「5,000」円に改め、備考中、「乳幼児」を「未就学児」に、町民の高齢者「（70歳以上）」を「（65歳以上）」に改めまして、「身体障害者」を「障がい者」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和3年4月1日から施行するものであります。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長

これより質疑を許します。

8番、荒明正一君。

○8番

このあたり1つお聞きしたいと思うことは、町民という概念に、これからの時代はほかの町村から来て入る方もおられると思うわけでありますが、その場合は、町民外という解釈でするのか。それとも、町民として取り扱っていただけるのかということであります。今でも牧沢の支所なんかは、わざわざ坂下からせいざん荘まで風呂に入りに来る方がありますが、そういう場合に、どういうふうな取扱いにしてもらえるのかと。

そしてまた、これからの時代は、他県から柳津町に来て、看病なり、手伝いなりをする場

合があると思うわけであります。そういう場合は、やはり町民と同じような解釈の下に取り扱っていただくのが一番いいのではないかと思います、どうでしょうか。

○議長

答弁を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長

荒明議員のご質問にお答えいたします。

当条例につきましては、まず、区分につきまして、入湯料でございますけれども、町民、町外をそれぞれ分けているものではございません。ただし、備考欄におきまして、町民の高齢者の方、今、70歳以上であったものを65歳までの幅を広げまして、障害者の方も含めるんですけれども、その方たちについては小人料金と。子供の料金のほうにするということでございまして、それ以外の方、64歳以下の町民の方であったり、または、町外から来る方、県外も県内も同じでございますが、そちらの方につきましては、通常の料金とするという線引きをさせていただいております。

以上でございます。

○議長

8番、荒明正一君。

ご起立ください。

○8番

そうしますと、先ほど言った、例えばですよ、坂下の人がせいざん荘まで来て入ったり、あるいは、他県に行っている町民の方が入浴したりする場合は、町民の扱いとして解釈されるということでもいいんですか。

○議長

では、地域振興課長、再答弁を求めます。

○地域振興課長

荒明議員のご質問にお答えいたします。

町民出身、町民の方で出身の方、確かに町外に住所を持って既に生活されている方、いらっしゃると思いますが、その方につきましては、町内に住所がないということでございますので、通常、町外者扱いとなります。

以上でございます。

○議長

8 番、荒明正一君。

○8 番

分かりました。

○議長

ご起立ください。

○8 番

これ以上、ここで議論しても、どうかと思いますので、了解いたしました。

○議長

ほかにございませんか。

10番、齋藤正志君。

○10番

1 点お伺いします。

これは安定収入の確保というご説明でございました。コロナ禍ということもありまして、町民センターに限らず、指定管理しているところは大変厳しいと伺っております。今年は特別な措置をもって、指定管理料も増額をしている予算を採決したところでございますけれども、今年もなかなか前半、コロナも終息が見込まれない中、指定管理料を上げ、そしてまた、入浴料を上げることによって、どのくらいで経営の安定化というか、従来に戻そうというような考えがあるのかをお伺いいたします。

○議長

答弁を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長

齋藤議員のご質問にお答えいたします。

確かに今、コロナ禍の中でということで大変、今現在もかなりの集客が、宿泊についても落ち込んでおります。そういった中でございますが、当初予算のほうでご審議いただいたとおりの金額にはなるわけでございますが、今、指定管理を受けていただく振興公社さんともお話しした中で、指定管理の中の指定の協議の中でもお伺いした中で、5 年間でやはり、今、1 クール 5 年間でございます。その中では何とか元に戻していきたいという、借金についても何とか返済して戻していきたいという考えでございます。

以上でございます。

○議長

10番、齋藤正志君。

○10番

今年、新しく指定管理がまた始まったと。5年間ということですから。私も、この5年間で何とか立て直しというか、なかなかほかの業種に手を伸ばすことはできないでしょうけれども、町も、そういったところで6次化商品とか、いろんなことを考えながら、町の振興を図っていただきたいと思います。

終わります。

○議長

ほかにございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第4号「柳津町つきみが丘町民センター条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

お諮りいたします。

日程第6、議案第5号「柳津町西山温泉山村公園条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第5号「柳津町西山温泉山村公園条例の一部を改正する条例について」提案理由を説

明いたします。

本案は、柳津町西山温泉山村公園の会場使用料について、利用者の利便性を図るため、また、入湯料については指定管理者の安定収入を確保するため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、地域振興課長より説明させていただきますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長（登壇）

それでは、議案第5号柳津町西山温泉山村公園条例の一部を改正する条例について、補足してご説明申し上げます。

本条例は、柳津町西山温泉山村公園せいざん荘の会場使用料につきまして、100円未満の端数をなくすことにより利用者の利便性を図り、また、使用料の一部及び入湯料を改正することにより指定管理者の安定した収入の確保を図るため改正するものであります。

議案書の36ページをお開きください。

まず、別表中、西山温泉山村公園利用料金の会場使用料について、和室1、「1,030」円を「1,100」円に、和室2・3・4「510」円を「600」円に、和室5・6「510」円を「600」円に、集会室1「1,560」円を「2,200」円に、集会室2「1,560」円を「2,200」円に改め、次に、入湯料について、1回の入湯料を大人「300」円を「500」円に、小人「200」円を「300」円に、終日の入湯料を大人「510」円を「800」円に、小人「300」円を「500」円に、回数券の1回入浴、大人「3,130」円を「5,000」円に、小人「2,080」円を「3,000」円に、終日入浴、大人「5,230」円を「8,000」円に、小人「3,130」円を「5,000」円に、町民パスポート券、大人「5,230」円を「8,000」円に、小人「3,130」円を「5,000」円に改め、備考中、「乳幼児」を「未就学児」に、町民の高齢者「70歳」以上を「65歳」以上に、また、「身体障害者」を「障がい者」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和3年4月1日から施行するものであります。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長

これより質疑を許します。

5 番、岩渕清幸君。

○5 番

1 点というか、この内容については、私は別に質問とか文句があるわけではございませんが、町民センター条例と同じような表のやり方のほうが分かりやすいのに、わざわざこういう書き方というか、これはいかななものかというか。これで、別表中とあるわけですから、表があるんだろうと思いますね。ですから、町民センター条例の一部改正のように表にさせていただけると、どなたでも分かりやすいということでございますので、その辺の考慮を、今後、これは質疑というよりも意見を申し上げておきますので、よろしくお願いします。

○議長

地域振興課長より答弁を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長

それでは、岩渕議員のご要望にお答えいたします。

確かに見づらくて大変申し訳ございませんでした。町民センターにつきましては、備考の料金表が2段という形になっておりまして、今回、山村公園のほうは1段という形でこんなふうになってしまったんですが、なるべくそのような形で、表で表すような形で今後、やっていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長

よろしいですか。（「了解です」の声あり）

ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第5号「柳津町西山温泉山村公園条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



○議長

お諮りいたします。

日程第7、議案第6号「柳津町観光物産館条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第6号「柳津町観光物産館条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明いたします。

本案は、柳津町観光物産館会議室及び研修室の利用料金について、利用者の利便性を図るため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、地域振興課長より説明させていただきますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長（登壇）

それでは、議案第6号柳津町観光物産館条例の一部を改正する条例について、補足して説明申し上げます。

本条例は、柳津町観光物産館清柳苑の会議室及び研修室の利用料金につきまして、100円未満の端数をなくすことにより利用者の利便性を図り、また、電気自動車急速充電器の利用料金について、現在、無料としていることから、条例で定めている料金表につきまして改正するものであります。

38ページをお開き願いたいと思います。

別表中、観光物産館利用料金について、会議室「1,030」円を「1,100」円に、研修室「1,030」円を「1,100」円に改め、同表中、電気自動車急速充電器利用料金の項について削除するものであります。

附則といたしまして、この条例は令和3年4月1日から施行するものであります。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第6号「柳津町観光物産館条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

お諮りいたします。

日程第8、議案第7号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第7号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明いたします。

本案は、特別職の名称を変更することに伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、地域振興課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長（登壇）

それでは、議案第7号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一

部を改正する条例について、補足してご説明申し上げます。

本条例は、現在、活動しております有害鳥獣捕獲隊について、環境省管轄の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき設置され、猟銃の技能講習等が免除されてきましたが、令和3年12月3日をもって免除が終了となることから、隊員の負担軽減を継続させていくため、農林水産省管轄の鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づき設置される鳥獣被害対策実施隊へ移行し、免除を継続させていくものであり、移行に伴い、条例で定めている名称が変更となることから、条例の一部を改正するものであります。

議案書の40ページをお開きください。

別表第1中、区分の「有害鳥獣捕獲隊隊長」を「鳥獣被害対策実施隊隊長」に改めるものであります。

附則といたしまして、この条例は令和3年4月1日から施行するものであります。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第7号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

お諮りいたします。

日程第9、議案第8号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第8号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明いたします。

本案は、県の人事委員会の勧告に基づく通勤手当限度額の改正等に伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

議案第8号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足してご説明申し上げます。

42ページをお願いいたします。

第12条第2項第2号中「5万9,900円」を「5万7,800円」に改めるとありますのは、職員の通勤手当の上限につきまして、県の人事委員会勧告及び県の条例改正に準拠しまして改正するものでございます。

なお、附則としまして、令和3年4月1日より施行するものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第8号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

お諮りいたします。

日程第10、議案第9号「柳津町健康福祉プラザ銀山荘条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第9号「柳津町健康福祉プラザ銀山荘条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明いたします。

本案は、柳津町健康福祉プラザ銀山荘の入湯料について、他の町有温泉施設との均衡を図るため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、町民課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（登壇）

それでは、議案第9号柳津町健康福祉プラザ銀山荘条例の一部を改正する条例について、補足してご説明いたします。

44ページをお開きください。

柳津町健康福祉プラザ銀山荘条例の一部を改正する条例につきましては、町内の他公共施設の入湯料改正に伴い、銀山荘につきましても、公共施設入湯料の統一化を図るため、所要の改正をするものであります。

別表第6条、利用料金関係につきましては、入浴1回のみの利用で大人「300」円を「500」円に、小人「200」円を「300」円に、終日利用で大人「510」円を「800」円に、小人「300」円を「500」円とし、入浴1回のみの利用の回数券で大人「3,130」円を「5,000」

円に、小人「2,080」円を「3,000」円とし、終日利用回数券で大人「5,230」円を「8,000」円に、小人「3,130」円を「5,000」円とし、町民パスポート券で大人「5,230」円を「8,000」円に、小人「3,130」円を「5,000」円へ改正し、同表中、2で「乳幼児」は無料を「未就学児」は無料とし、3では高齢者を「70歳」以上から「65歳」以上とし、「身体障害者」を「障がい者」へ改正するものであります。

附則といたしまして、施行期日を令和3年4月1日施行とするものであります。

以上で補足説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第9号「柳津町健康福祉プラザ銀山荘条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

お諮りいたします。

日程第11、議案第10号「柳津町森林公園設置条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第10号「柳津町森林公園設置条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明いたします。

本案は、柳津町森林公園の利用料金について、利用者の利便性を図り、指定管理者の安定収入を確保するため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、地域振興課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長（登壇）

それでは、議案第10号柳津町森林公園設置条例の一部を改正する条例について、補足してご説明申し上げます。

本条例は、森林公園施設等の各利用料金について、100円未満の端数をなくすことにより利用者の利便性を図り、また、使用料の一部を改正することにより指定管理者の安定した収入の確保を図るため改正するものであります。

議案書46ページをお開きください。

別表中、オートキャンプ場1区画「2,710」円を「2,800」円に、キャンプ利用料1張り「1,030」円を「1,100」円に、テント貸出料1張り「1,250」円を「1,500」円に、炊事用具1セット「510」円を「500」円に改め、バーベキューハウスの項につきましては、無料での運営とすることから削除し、体験館2階占有料「3,130」円を「3,200」円に、体験館占有料「2万950」円を「2万2,000」円に、炊事棟等1人「200」円を「300」円に改めるものであります。

附則といたしまして、この条例は令和3年4月1日から施行するものであります。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第10号「柳津町森林公園設置条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

お諮りいたします。

日程第12、議案第11号「柳津町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第11号「柳津町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明いたします。

本案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、町民課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（登壇）

議案第11号柳津町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、補足してご説明いたします。

48ページをお開きください。

柳津町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をするものであります。

附則第4項につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2から引用しておりました新型コロナウイルス感染症の定義規定について、今回、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の改正により、定義規定の文言を「新型コロナウイルス感染症（病原

体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和２年１月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）」に改正するものであります。

附則といたしまして、施行日は公布の日とするものであります。

以上で補足説明を終わります。

よろしくをお願いします。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第１１号「柳津町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

ここで暫時休議いたします。

再開は11時10分といたします。（午前１０時５９分）

○議長

それでは、議事を再開します。（午前１１時１０分）

◇

◇

◇

○議長

お諮りいたします。

日程第１３、議案第１２号「柳津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第12号「柳津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明いたします。

本案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、町民課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（登壇）

議案第12号柳津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、補足してご説明いたします。

50ページをお開きください。

柳津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をするものであります。

附則第13項につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2から引用しておりました新型コロナウイルス感染症の定義規定について、今回、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の改正により、定義規定の文言を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）」に改正するものであります。

附則といたしまして、施行日は公布の日とするものであります。

以上で補足説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第12号「柳津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

お諮りいたします。

日程第14、議案第13号「柳津町介護保険条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第13号「柳津町介護保険条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明いたします。

本案は、令和3年度からの第8次柳津町介護保険事業計画に基づき、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、町民課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（登壇）

議案第13号柳津町介護保険条例の一部を改正する条例について、補足してご説明いたします。

52ページをお開きください。

柳津町介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、令和3年度から令和5年度ま

での3か年を計画期間とする第9次柳津町高齢者福祉計画・第8次柳津町介護保険事業計画に関するもの、さらには、介護保険法施行令等の規定見直しに伴い改正するものであります。

第2条につきましては、保険料率といたしまして、令和3年度から令和5年度までの保険料を令和2年度までと同額とし、第1号被保険者の保険料については、国の政令において所得区分が全9段階中第5段階のものの保険料基準額所得に応じた標準とする保険料率を乗じて得た額を保険料としております。

また、令和3年度から、非課税世帯の第1段階から第3段階までの低所得者区分について、標準とする保険料率を引き下げることで保険料負担の軽減を強化することとしております。

第2項で、第1段階の保険料について、年額「3万2,400円」を年額「1万9,440円」とし、第3項で、第2段階の保険料について、年額「4万8,600円」を年額「3万2,400円」とし、第4項で、第3段階の保険料について、年額「4万8,600円」を年額「4万5,360円」とするものであります。

次に、第5条につきましては、普通徴収の特例としまして、平成30年度税制改正及び令和2年度税制改正により介護保険法施行令等の規定の見直しが行われたことに伴い、本条項の文言を追加する改正であります。

次に、附則第11条につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2から引用しておりました新型コロナウイルス感染症の定義規定について、定義規定の文言が改正されたことに伴い文言の改正をするものでございます。

次に、附則といたしまして、53ページをお開きください。

第1条、施行期日につきましては令和3年4月1日とし、附則第11条の規定につきましては公布の日から施行するものであります。

第2条、経過措置といたしまして、改正後、第2条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前分については、なお従前の例によるものであります。

以上で補足説明を終わります。

よろしくお願いします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第13号「柳津町介護保険条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

お諮りいたします。

日程第15、議案第14号「柳津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第14号「柳津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明いたします。

本案は、介護保険法等の規定に基づく関係省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、町民課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（登壇）

議案第14号柳津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、補足してご説明いたします。

55ページをお開きください。

柳津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関

する基準等の一部を改正する省令に伴い、所要の改正をするものであります。

目次につきましては、第10章に雑則を加えるものであります。

次に、第3条第3項につきましては、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護サービス事業者で医療福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づけるものであります。

第4項につきましては、介護サービス事業者は、介護保険等関連の必要な情報を活用して適切かつ有効にサービスの提供に努めるものとするものであります。

次に、第6条第5項につきましては、定期巡回・随時対応型訪問介護従業員の員数について、第47条の改正内容との整合性を図るためのものとなっております。

次に、第31条につきましては、運営規程といたしまして第8号に虐待の防止のための措置に関する事項を加え、現在の第8号を第9号へ改正するものであります。

次に、第32条第6項につきましては、勤務体制の確保といたしまして、全ての介護サービス事業者に適切なハラスメント対策を求めることとするため加えるものであります。

56ページをお開きください。

第32条の2につきましては、業務継続計画の策定等といたしまして、感染症や災害が発生した場合でも、全ての介護サービス事業者を対象に業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練、シミュレーション等の実施等を義務づけるものとして加えるものであります。

次に、第33条第3項につきましては、衛生管理等において、介護サービス事業者に感染症の発生及びまん延等に関する対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修及び訓練等の実施を義務づけるものとして加えるものであります。

次に、第34条第2項につきましては、運営規程等の掲示について、重要事項については、事業所での掲示だけではなく事業所に閲覧可能な形で備え置くことを可能とするものとして加えるものであります。

57ページになります。

第39条第1項につきましては、地域との連携等において運営基準において実施が求められている会議について、感染症感染防止等の観点からテレビ電話装置等のICTを活用しての実施を認める改正であります。

次に、第40条の2につきましては、虐待の防止として、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施するとともに、これらの措置を適切に実施するための担当者を置くことを義務づけるものとして加えるものであります。

第47条につきましては、次の58ページにかけてとなります。

指定夜間対応型訪問事業所の訪問介護等の員数といたしまして、併設施設等の職員とオペレーター等を兼務することを可能とする改正であります。

次に、第55条につきましては、運営規程としまして第8号に虐待の防止のための措置に関する事項を加え、現在の第8号を第9号へ改正するものであります。

次に、第56条第2項、第3項につきましては、59ページにかけてとなります。

勤務体制の確保等として、指定夜間対応型訪問事業者は、他の訪問介護事業所、定期巡回随時対応型訪問介護事業所に事業を一部委託すること、複数の事業所間で通報の受付を集約化することを可能とする改正であります。

また、第6項につきましては、適切なハラスメント対策を求めることとするため加えるものであります。

次に、第57条第2項につきましては、地域との連携等において事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合には、当該建物に居住する利用者以外に対してもサービス提供を行うよう努めることとするものとして加えるものであります。

次に、第59条につきましては、準用する条項について改正するものであります。

次に、第60条の11につきましては、指定地域密着型通所介護事業所の運営規程といたしまして、第10号に虐待の防止のための措置に関する事項を加え、現在の第10号を第11号へ改正するものであります。

第60条の12につきましては、60ページをお開きください。

勤務体制の確保等としまして、介護に関わる方の認知症対応力を向上させていくため、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づける改正となっております。

第4項につきましては、介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を求めることとするため加えるものであります。

第60条の14につきましては、非常災害対策として、避難訓練等の実施に当たり地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないと加えるものでございます。

第60条の15につきましては、介護サービス事業者に感染症の発生及びまん延等の対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修及び訓練の実施を義務づけるものとして改正するものであります。

第60条の16につきましては、地域との連携等において運営基準において実施が求められて

いる会議について、テレビ電話装置等のＩＣＴを活用しての実施を認める改正であります。

第60条の19の3につきましては、61ページにかけてとなりますが、準用する条項について改正するものであります。

第60条の33につきましては、指定療養通所介護事業所の運営規程といたしまして、第9号に虐待の防止のための措置に関する事項を加え、現在の第9号を第10号へ改正するものであります。

第60条の35につきましては、安全サービス提供管理委員会の設置において実施が求められている会議について、感染症感染防止等の観点からテレビ電話装置等のＩＣＴを活用しての実施を認める改正であります。

第60条の37につきましては、準用する条項について改正するものであります。

次に、第64条につきましては、従業員の員数といたしまして、第66条の改正に伴い文言を追加するものであります。

次に、第65条につきましては、利用定員等といたしまして、第110条第9項を加えることに伴い文言を追加するものであります。

次に、第66条につきましては、管理者といたしまして、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者の配置基準について、事業所の管理上、支障がない場合には、本体施設事業所の職務を併せて共用型指定認知症対応型通所介護事業所のほかの職務に従事することを可能とするための改正であります。

次に、第73条につきましては、指定認知症対応型通所介護事業所の運営規程といたしまして、第10号に虐待の防止のための措置に関する事項を加え、現在の第10号を第11号へ改正するものであります。

62ページをお開きください。

第82条につきましては、従業者の員数等として、従業者が兼務することが可能となる施設を改正するものであります。

次に、第83条につきましては、第111条の改正に伴います条ずれを改正するものであります。

次に、第87条につきましては、心身の状況等を把握するため実施が求められている会議について、感染症感染防止等の観点からテレビ電話装置等を活用しての実施を認める改正であります。

次に、第100条につきましては、指定小規模多機能型居宅介護事業所の運営規程といたし

まして、第10号に虐待の防止のための措置に関する事項を加え、現在の第10号を第11号へ改正するものであります。

次に、第101条第2項につきましては、過疎地域等におきまして、人員、設備基準を満たすことを条件とし、登録定員及び利用定員を超えることを可能とすることを加えるものであります。

次に、第108条につきましては、準用する条項について改正するものであります。

次に、第110条第1項につきましては、63ページにかけてとなります。

従業員の員数といたしまして、第1項では、職員が円滑に利用者の状況把握を行い、速やかな対応が可能な構造で安全対策を取っていることを要件に、事業所が夜間職員体制を選択できるただし書を加えるものであります。

第5項につきましては、文言を改正するものであります。

第9項につきましては、介護支援専門員である計画作成担当者の配置について、ユニットごとに1名以上の配置から事業所ごとに1名以上の配置に緩和することの改正であります。

次に、第111条第2項につきましては、認知症対応型共同生活介護事業所のサテライト型事業所の管理者の基準といたしまして、本体事業所との兼務等により管理者を配置しないことを可能とすることを加え、現在の第2項を第3項へ改正するものであります。

次に、第113条第1項につきましては、認知症対応型共同生活介護事業所の経営安定の観点から、ユニット数について、1以上3以下とし、サテライト型事業所については1又は2と改正するものであります。

次に、第117条につきましては、64ページにかけてとなります。

第7項では、実施が求められている会議について、感染症感染防止等の観点からテレビ電話装置等のICTを活用して行うことができるものとし、第8項では、現在、外部評価と運営推進会議の双方で第三者による評価が行われているものを、自己評価を行い運営推進会議に報告し、その評価を受けた上で公表する仕組みとし、当該運営推進会議と既存の外部評価によるいずれかから第三者による外部評価を受けることとする改正であります。

次に、第121条につきましては、管理者による管理として、サテライト型事業所では本体事業所との兼務等により管理者を配置しないことを可能とする改正であります。

次に、第122条につきましては、指定認知症対応型共同生活介護事業所の運営規程といたしまして、第7号に虐待の防止のための措置に関する事項を加え、現在の第7号を第8号へ改正するものであります。

次に、第123条につきましては、第3項で認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づけるものであります。

第5項につきましては、介護サービス事業者の責務を踏まえた適切なハラスメント対策を求めることとするため加えるものであります。

次に、第138条第6項につきましては、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針といたしまして、テレビ電話装置等のICTを活用して実施が求められている会議を行うことができるものとする改正であります。

次に、第145条につきましては、第9号に虐待の防止のための措置に関する事項を加え、現在の第9号を第10号へ改正するものであります。

次に、第146条につきましては、65ページにかけてとなります。

勤務体制の確保等といたしまして、第4項では、医療福祉関係の資格を有さない者に認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づけるものであります。

第6項につきましては、介護サービス事業者の責務を踏まえた適切なハラスメント対策を求めることとするため加えるものであります。

次に、第149条につきましては、準用する条項及び文言について改正するものであります。

次に、第151条につきましては、従業員の員数といたしまして、現行の栄養士に加えて管理栄養士の配置を位置づける改正であります。

66ページをお開きください。

第157条につきましては、第6項で実施を求められている会議について、テレビ電話装置等のICTを活用して行うことができるものとする改正であります。

次に、第158条につきましては、地域密着型施設サービス計画の作成において、第6項で実施が求められている会議について、テレビ電話装置等のICTを活用しての実施を認める改正であります。

次に、第163条の2につきましては、栄養管理といたしまして、入所者ごとの状態に応じた栄養管理を計画的に行うことを求めるものとして加えるものであります。

次に、第163条の3につきましては、口腔衛生管理といたしまして、入所者ごとの状態に応じた口腔衛生管理を行うことを求めるものとして加えるものであります。

次に、第168条につきましては、運営規程といたしまして、第8号に虐待の防止のための措置に関する事項を加え、現在の第8号を第9号へ改正するものであります。

次に、第169条につきましては、勤務体制の確保といたしまして、第3項で医療福祉関係

の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づけ改正するものであります。

第5項につきましては、介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を求めることとするためでございます。

67ページになります。

第171条につきましては、衛生管理等といたしまして、第2項第1号で実施が求められている会議について、テレビ会議等、そういったものができるようになっております。

第3号では、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、研修、訓練の実施を義務づけるものとして改正するものであります。

次に、第175条につきましては、事故発生の防止及び発生の対応といたしまして、第3号で実施が求められている会議について、テレビ電話装置等のICTを活用して行うことができるものとするものであります。

次に、第177条につきましては、準用する条項について改正するものであります。

次に、第180条につきましては、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備につきまして、1ユニットの定員を現行の「おおむね10人以下」から「原則としておおむね10以下とし、15人を超えないものとする」とし、ユニット型個室的多床室において新たに設置することを禁止する改正であります。

次に、第182条につきましては、第8項第1号で実施が求められている会議については、テレビ電話装置等のICTを活用して行うことができるという改正であります。

次に、第186条につきましては、運営規程といたしまして、第9号に虐待の防止のための措置に関する事項を加え、現在の第9号を第10号へ改正するものであります。

次に、第187条につきましては、医療福祉関係の資格を有さない者に認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づける改正であります。

68ページをお開きください。

第187条第6項につきましては、適切なハラスメント対策を求めることとするため加えるものであります。

次に、第189条、第191条及び第202条につきましては、準用する条項について改正するものであります。

次に、第10章雑則といたしまして、本則に1章を加え、第203条につきましては、69ページにかけてとなります。

電磁的記録等といたしまして、介護サービス事業者の業務負担軽減や独自ルールの解消を図る観点から、介護サービス事業者における諸記録の保存、交付等について、原則として電磁的な対応を認めることとし、その範囲を明確化するため加えるものであります。

69ページ、附則といたしまして、第1条では施行期日を令和3年4月1日施行とするものであります。

第2条、虐待の防止に係る経過措置、次の70ページをお開きください。第3条、業務継続計画の策定等に係る経過措置、第4条、居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置、第5条、認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置につきましては、改正条例の施行日から令和6年3月31日まで経過措置期間を設けるとともに、経過措置に伴う文言の読替え規定となっております。

次に、第6条のユニットの定員に係る経過措置につきましては、改正条例施行の日以降も当分の間、事業所での介護職員等の配置、実態を勘案して配置するよう規定するものとなっております。

次に、第7条につきましては、71ページにかけてとなります。

改正条例施行日現在、現存する建物につきましては、なお、従前の取扱いをするものとなっております。

次に、第8条、栄養管理に係る経過措置、第9条、口腔衛生の管理に係る経過措置につきましては、改正条例の施行日から令和6年3月31日まで経過措置期間を設けるものとなっております。

次に、第10条、事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置につきましては、改正条例の施行日から6か月間の経過措置を設けるものとなっております。

次に、第11条、介護保険施設等における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置につきましては、改正条例の施行日から令和6年3月31日まで経過措置期間を設けるとともに、経過措置に伴う文言の読替え規定となっております。

以上で補足説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第14号「柳津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

お諮りいたします。

日程第16、議案第15号「柳津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第15号「柳津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明いたします。

本案は、介護保険法等の規定に基づく関係省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、町民課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（登壇）

議案第15号柳津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指

定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、補足してご説明いたします。

73ページをお開きください。

柳津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令に伴い、所要の改正をするものであります。

目次につきましては、第5章雑則を加えるものであります。

次に、第3条につきましては、指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則といたしまして、第3項で、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護サービス事業者認知症介護基礎研修を受講させるため必要な措置を講じることを義務づけるものであります。

第4項につきましては、介護サービス事業者は、介護保険等関連の必要な情報を活用し適切かつ有効にサービスの提供に努めるものとするものであります。

次に、第8条につきましては、従業員の員数といたしまして、第10条第1項の改正に伴い文言を追加するものであります。

次に、第9条につきましては、利用定員等として、文言を追加するものであります。

次に、第10条につきましては、管理者といたしまして、共同型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者の配置基準について改正するものであります。

次に、第27条につきましては、74ページをお開きください。

運営規程といたしまして、第10号に虐待の防止のための措置に関する事項を加え、現在の第10号を第11号へ改正するものであります。

第28条につきましては、勤務体制の確保等といたしまして、第3項、介護サービス事業者認知症介護基礎研修を受講させるため必要な措置を講じることを義務づけるものとなっております。

第5項につきましては、適切なハラスメント対策を求めることとするため加えるものであります。

次に、第28条の2につきましては、業務継続計画の策定等といたしまして、感染症や災害が発生した場合でも、全ての介護サービス事業者を対象に業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等を義務づけるものでございます。

次に、第30条につきましては、非常災害対策といたしまして、第2項に、災害の対応において地域との連携が不可欠であることを踏まえ、避難等訓練の実施に当たっては地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないということを加えるものでございます。

第31条第2項につきましては、75ページにかけてとなります。

衛生管理等といたしまして、介護サービス事業者に感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修及び訓練等の実施を義務づけるものとして加えるものであります。

第32条第2項につきましては、運営規程等の掲示について、重要事項については、事業所での掲示だけではなく事業所に閲覧可能な形で備え置くことを可能とするものであります。

次に、第37条の2につきましては、虐待の防止ということで改正するものであります。

次に、第39条第1項につきましては、運営基準において実施が求められている会議について、テレビ電話装置等のICTを活用しての実施を認める改正であります。

76ページをお開きください。

第44条につきましては、従業員の員数といたしまして、従業員が兼務することが可能となる施設を改正するものであります。

第49条につきましては、心身の状況等の把握において、運営基準において実施が求められている会議へテレビ電話装置等の実施を認める改正であります。

第57条につきましては、運営規程といたしまして、第10号に虐待の防止のための措置に関する事項を加え、現在の第10号を第11号へ改正するものであります。

第58条第2項につきましては、過疎地域等において、人員、設備基準を満たすことを条件として登録定員及び利用定員を超えることを可能とすることを加えるものであります。

次に、第65条につきましては、準用する条項について改正するものであります。

次に、第71条につきましては、77ページにかけてとなります。

従業員の員数といたしまして、第1項では、職員が円滑に利用者の状況把握を行い、速やかな対応が可能な構造で安全対策を取っていることを要件に、事業所が夜勤職員体制を選択するただし書を加えるものとなっております。

第5項につきましては、文言を改正するものです。

第9項につきましては、人材の有効活用を図る観点から、条例の改正をするものでございます。

次に、第72条第2項につきましては、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所のサ

テライト型事業所の管理者の基準を定めるものとして改正するものでございます。

次に、第74条第1項につきましては、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の経営安定の観点から、ユニット数について1以上3以下とし、サテライト型事業所については1又は2とする改正であります。

第78条につきましては、身体的拘束等の禁止といたしまして、第3項でテレビ電話等の活用を認める改正でございます。

78ページをお開きください。

第79条につきましては、管理者による管理といたしまして、サテライト型事業所では本体事業所との兼務等により管理者を配置しないことを可能とする改正であります。

第80条につきましては、運営規程といたしまして、虐待の防止のための措置を加え、現在の第7号を第8号へ改正するものであります。

第81条につきましては、勤務体制の確保といたしまして、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づけることを加える改正であります。

第86条につきましては、準用する条項について改正するものであります。

第87条第2項につきましては、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針といたしまして改正するものでございます。

次に、79ページにかけてとなります。

第5章雑則といたしまして、1章を加え、第91条につきましては、電磁的記録等といたしまして、介護サービス事業者における諸記録の保存、交付等について、原則といたしまして電磁的な対応を認めることとし、その範囲を明確化するために加えるものでございます。

附則といたしまして、第1条、施行期日を令和3年4月1日施行とするものであります。

第2条、虐待の防止に係る経過措置、80ページをお開きください。第3条、業務継続計画の策定等に係る経過措置、第4条、居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置、第5条、認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置につきましては、改正条例の施行日から令和6年3月31日まで経過措置期間を設けるとともに、経過措置に伴う文言の読替え規定となっております。

以上で補足説明を終わります。

よろしく申し上げます。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第15号「柳津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

ここで休議します。

再開を13時といたします。(午前11時58分)

○議長

それでは、議事を再開します。(午後0時59分)

◇

◇

◇

○議長

お諮りいたします。

日程第17、議案第16号「柳津町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(登壇)

議案第16号「柳津町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明いたします。

本案は、介護保険法等の規定に基づく関係省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、町民課長より説明させていただきますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（登壇）

議案第16号柳津町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、補足してご説明いたします。

82ページをお開きください。

柳津町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令に伴い、所要の改正をするものであります。

第4条第5項につきましては、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護サービス事業者に認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づけるものでございます。

第6項につきましては、介護サービス事業者は、介護保険等関連の必要な情報を活用し適切かつ有効にサービスの提供に努めるものとするものであります。

次に、第21条第4項につきましては、勤務体制の確保として、適切なハラスメント対策を求めることとするため改正するものであります。

第21条の2につきましては、業務継続計画の策定等といたしまして、全ての介護サービス事業者を対象に業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練等の実施等を義務づけるものであります。

次に、第23条の2につきましては、83ページをお開きください。

感染症の予防及びまん延の防止のための措置といたしまして、介護サービス事業者に対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修及び訓練等の実施を義務づけるものとして加えるものであります。

次に、第24条第2項につきましては、運営規程等の掲示について改正するものであります。

第29条の2につきましては、虐待の防止といたしまして、適切に実施するため担当者を置くことを義務づけるものとして付け加えるものでございます。

次に、第33条第9号につきましては、運営基準において実施が求められている会議について、感染症感染防止等の観点からテレビ電話装置等のICTを活用しての実施を認める改正であります。

84ページになります。

第7章雑則といたしまして、1章を加え、第36条につきましては、電磁的記録等といたしまして、介護サービス事業者における諸記録の保存、交付等について、原則として電磁的な対応を認めることとし、その範囲を明確化するために加えるものでございます。

附則といたしまして、第1条、施行期日を令和3年4月1日施行とするものであります。

第2条、虐待の防止に係る経過措置、85ページをお開きください。第3条、業務継続計画の策定等に係る経過措置、第4条、居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置につきましては、改正条例の施行日から令和6年3月31日まで経過措置期間を設けるとともに、経過措置に伴う文言の読替え規定となっております。

以上で補足説明を終わります。

よろしく申し上げます。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第16号「柳津町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



○議長

お諮りいたします。

日程第18、議案第17号「柳津町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第17号「柳津町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明いたします。

本案は、介護保険法等の規定に基づく関係省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、町民課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（登壇）

議案第17号柳津町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、補足してご説明いたします。

87ページをお開きください。

柳津町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令に伴い、所要の改正をするものであります。

目次につきましては、第5章に雑則を加えるものであります。

次に、第3条につきましては、基本方針といたしまして、第5項で、介護サービス事業者は認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づけるもので、第6項につきましては、介護サービス事業者は適切かつ有効にサービスの提供に努めるものとするものであります。

次に、第6条につきましては、内容及び手続の説明及び同意として事業者にはケアプランに

における各サービスの同一事業者によって提供されるものの割合について利用者に説明を行うことを新たに求める改正であります。

次に、第15条につきましては、第9号では、運営基準において実施が求められている会議について、感染症感染防止等の観点からテレビ電話装置等のICTを活用しての実施を認めるものでございます。

第18号の3におきましては、88ページにかけてとなります。

区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ訪問介護の利用サービスの大部分を占める等のケアプランを作成する居宅介護支援事業者を事業所単位で抽出するなどの点検、検証の取組を導入することについて加えるものでございます。

次に、第20条につきましては、運営規程といたしまして、第6号に虐待の防止のための措置に関する事項を加え、現在の第6号を第7号へ改正するものであります。

次に、第21条第4項につきましては、勤務体制の確保といたしまして、介護サービス事業者に適切なハラスメント対策を求めることとするため加えるものであります。

第21条の2につきましては、業務継続計画の策定等といたしまして、感染症や災害が発生した場合で全ての介護サービス事業者を対象に業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練等の実施等を義務づけるものとして加えるものであります。

次に、第23条の2につきましては、89ページをご覧ください。

感染症の予防及びまん延の防止のための措置といたしまして、介護サービス事業者に感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修及び訓練等の実施を義務づけるものとして加えるものであります。

第24条第2項につきましては、運営規程の掲示について、重要事項について事務所での掲示だけではなく事業所に閲覧可能な形で備え置くことを可能とするものとして加えるものであります。

第29条の2につきましては、虐待の防止といたしまして、適切に実施するための担当者を置くことを義務づけるものとして加えるものであります。

次に、第5章雑則といたしまして、本則に1章を加え、第33条につきましては、次の90ページにかけてとなります。

電磁的記録等といたしまして、介護サービス事業者における諸記録の保存、交付等について、原則として電磁的な対応を認めることとし、その範囲を明確化するために加えるものでございます。

附則といたしまして、第1条、施行期日を令和3年4月1日施行とするものであります。

ただし、第15条第18号の3の規定につきましては、令和3年10月1日施行とするものであります。

次に、第2条、虐待の防止に係る経過措置、こちらにつきましては91ページにかけて、第3条、業務継続計画の策定等に係る経過措置、第4条、居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置につきましては、改正条例の施行日から令和6年3月31日まで経過措置期間を設けるとともに、経過措置に伴う文言の読替え規定となっております。

以上で補足説明を終わります。

よろしくお願いします。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第17号「柳津町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

お諮りいたします。

日程第19、議案第18号「柳津町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第18号「柳津町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明いたします。

本案は、県道路占用料徴収条例の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、建設課長より説明させていただきますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（登壇）

では、議案第18号について補足説明をさせていただきます。

92ページをご覧ください。

柳津町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。

別紙をご覧ください。

本議案につきましては、道路法第39条第1項の規定に基づき、道路を占有するものから本条例の定めるところにより道路の占用料を徴収しております。

なお、道路の占用料は、福島県道路占用料徴収条例のうち所在地区分に定められた占用料としております。

今回の柳津町道路占用料徴収条例の一部改正は、福島県における道路占用料の改正に伴って柳津町の道路占用料も改正するものでございます。

柳津町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例。

柳津町道路占用料徴収条例の一部を次のように改正するもので、別表を次のとおり定めるものでございます。

占有物件につきましては、改正はございません。

占用料のうち単位については、改正はございませんが、福島県で定める所在地、町の区域の列内の占用料について所要の改正を行うものでございます。

なお、表全体を差し替える形で改正をいたします。

一番改正の大きいものでは、法第3の第1種電柱で1本につき1年で「300」円から「380」円と26.6%増額となっております。変更額で増額が生じているものにつきましては、

これの以下の増率になっております。

なお、据置きの使用料もございましたので、ご報告を申し上げます。

98ページをご覧ください。

附則になります。

施行期日につきましては、1、この条例は令和3年4月1日から施行いたします。

経過措置につきましては、2、改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の占用の期間に係る占用料の額について適用し、同日前の占用の期間に係る占用料の額については、なお従前の例によるものといたしたく、議案第18号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第18号「柳津町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

お諮りいたします。

日程第20、議案第19号「柳津町町営住宅条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第19号「柳津町町営住宅条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明いたします。

本案は、昭和44年建設の柳ヶ丘団地を2戸解体したことに伴う戸数の変更及び長坂第2団地2戸を除雪隊で利用したいため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、建設課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（登壇）

議案第19号について補説明をさせていただきます。

99ページをご覧ください。

柳津町町営住宅条例の一部を改正する条例について、補足説明させていただきます。

別紙をご覧ください。

本議案につきましては、柳ヶ丘団地の1棟2戸を解体したことによりまして、団地戸数が増加となります。また、長坂第2団地の1棟2戸分につきましては、支所地区の冬期間における除雪隊の拠点として使用して、より効率的な除雪体制を整備するものでございます。

柳津町町営住宅条例の一部を改正する条例。

柳津町町営住宅条例の一部を次のように改正するもので、別表の柳ヶ丘の項、戸数の欄中「8」を「6」に改め、同表の長坂第2の項、これは団地名と位置、建築年、戸数及び適用を削るものでございます。

附則につきましては、この条例は令和3年4月1日から施行いたしたく、議案第19号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第19号「柳津町町営住宅条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

お諮りいたします。

日程第21、議案第20号「柳津町町営住宅等管理条例の一部を改正する条例について」
を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第20号「柳津町町営住宅等管理条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明いたします。

本案は、前議案で長坂第2団地2戸を削除したことに伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、建設課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（登壇）

議案第20号について補足説明をさせていただきます。

101ページをご覧ください。

柳津町町営住宅等管理条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。

別紙をご覧ください。

本議案につきましては、長坂第2団地の1棟2戸分になりますが、支所地区の冬期間における除雪隊の拠点として使用していくことにより、必要な改正を行うものでございます。

柳津町町営住宅等管理条例の一部を改正する条例。

柳津町町営住宅等管理条例の一部を次のように改正するものでございます。

別表の長坂第2の項、これは団地名、建設年、家賃、月額及び適用を削るものでございます。

附則は、この条例は令和3年4月1日から施行いたしたく、議案第20号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第20号「柳津町町営住宅等管理条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

お諮りいたします。

日程第22、議案第21号「柳津町後継者独身住宅条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第21号「柳津町後継者独身住宅条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明いたします。

本案は、後継者独身住宅の整備に伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、建設課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（登壇）

議案第21号について補足説明をさせていただきます。

103ページをご覧ください。

柳津町後継者独身住宅条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。

別紙をご覧ください。

本議案につきましては、町内等に就労する独身者の住宅を確保することを目的として、柳津町後継者独身住宅建築工事を施工しております。このことにより、施設が設置されることから新たに追加するものでございます。

柳津町後継者独身住宅条例の一部を改正する条例。

柳津町後継者独身住宅条例の一部を次のように改正するものでございます。

別表に次のように加えます。こちらのほうは、施設名等ございませんので、読み上げさせていただきますが、団地名は出倉、位置といたしましては大字柳津字家ノ北山丙378－153、用途区分といたしましては後継者独身、建設年としましては令和2年、戸数といたしましては4となります。あとは適用ということになります。

附則につきましては、この条例は令和3年4月1日から施行いたしたく、議案第21号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長

これより質疑を許します。

8番、荒明正一君。

○8番

1つお聞きしたいんですが、これまであまり関心を持ったことがなかったわけですが、後継者独身住宅という年齢の制限はどうなっているのか。独身というのは、独りでいればずっと独身なので、そういうふうな解釈も成り立つわけですが、しかし、何歳までが独身なのか分からないというような話も聞くわけでありまして、その点をお伺いいたします。

○議長

答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長

お答えいたします。

可能性も含みおきして、50歳を迎えた日までという入居の条件になってまいります。

以上です。

○議長

8番、荒明正一君。

○8番

50歳ということは、当然、条例にもあるわけですね。条例にはある。それについて、50くらいはしょうがないかなと思うんですが、今の場合だと、我々が若い頃から言うと、年齢的にも上がっているわけ、元40のがな、50になったと。そういうことであればそういうことも、それも可能性としてはないわけではないと思うんですが、そういうことでこれまで、いつから50歳になったんですか。

○議長

答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長

お答えいたします。

後継者独身住宅につきましては、こちらのほう、施行条例を制定いたしましたのが平成4年からになります。その時点で、規則制定ですね、そちらのほうの入居条件等々も定められており、その時点でこの50歳に達した日というところになっているわけでございます。

以上です。

○議長

8番、荒明正一君。

○8番

そうすれば、そのときから50歳、最初から50歳ではなかったわけですか。制定したときから50歳で、その後、変更はなかったと。

○議長

答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長

お答えいたします。

はい。設置された時点で50歳と記憶しております。

以上です。

○議長

8番、荒明正一君。

○8番

分かりました。

それは結局ね、私が、聞いているのは私なんですが、そういうことについて疑問に思っているような町民もおられましたから、今、伺ったわけであります。

以上です。

○議長

ほかにございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第21号「柳津町後継者独身住宅条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

お諮りいたします。

日程第23、議案第22号「柳津町後継者独身住宅管理条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第２２号「柳津町後継者独身住宅管理条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明いたします。

本案は、後継者独身住宅の整備に伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、建設課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（登壇）

議案第22号について補足説明をさせていただきます。

105ページをご覧ください。

柳津町後継者独身住宅管理条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。

別紙をご覧ください。

本議案につきましては、新たに建築しております柳津町後継者独身住宅の設置に伴い、柳津町後継者独身住宅管理条例の一部を改正するものでございます。

柳津町後継者独身住宅管理条例の一部を改正する条例。

柳津町後継者独身住宅管理条例の一部を次のように改正するものでございます。

別表に次のように加えます。こちらも地区名等々のみ書いておりますので、団地名、出倉、用途区分として後継者独身、建設年として令和２年、家賃といたしましては２万3,400円です。こちらは月額になります。あと適用になります。

附則、この条例は令和３年４月１日から施行いたしたく、議案第22号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第２２号「柳津町後継者独身住宅管理条例の一部を改正する条例について」を原案の

とおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

お諮りいたします。

日程第24、議案第23号「柳津町立小中学校嘱託医等の報酬支給に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第23号「柳津町立小中学校嘱託医等の報酬支給に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明いたします。

本案は、町内小中学校の児童生徒の健康診断項目に新たに耳鼻咽喉科健診を追加することに伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、教育課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（登壇）

議案第23号柳津町立小中学校嘱託医等の報酬支給に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足して説明申し上げます。

108ページをお開きください。

現在、町の小中学校児童生徒の健診につきましては、内科、歯科、眼科の3科の健診を行っております。来年度より耳鼻咽喉科の健診が実施可能となったことから、耳鼻咽喉科を加えるものでございます。

柳津町立小中学校嘱託医等の報酬支給に関する条例の一部を次のように改正する。

別表中「眼科」の次に「・耳鼻咽喉科」を加えるものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和３年４月１日から施行するものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第２３号「柳津町立小中学校嘱託医等の報酬支給に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

お諮りいたします。

日程第２５、議案第２４号「柳津町振興計画の策定について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第２４号「柳津町振興計画の策定について」提案理由を説明いたします。

本案は、柳津町議会基本条例第８条第１号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

議案第24号柳津町振興計画の策定につきまして、補足してご説明申し上げます。

別冊になります。

本案は、令和3年度からの第6次柳津町振興計画の策定に伴いまして、柳津町議会基本条例第8条第1号により議会の議決を求めるものでございます。

別冊の第6次柳津町振興計画であります。令和3年度から12年度までの10年間を目標とした長期構想とし、町の将来の姿を展望し、その実現に向けて基本的な考え方を策定するもので、まちづくりの主役である町民の皆さんの積極的な参加の下、長期的な視点に立った町政の総合的かつ計画的な運営の指針となるものでございます。

その序論とし、初めに、計画策定の趣旨、計画の位置付けについてお示しし、その後、計画の構成と期間、町勢の概要、本町を取り巻く状況や人口の展望等を掲載しております。

次に、基本構想といたしまして、まちづくりの基本方針の中のまちの将来像につきまして、振興計画審議会でも十分協議をしたところでありまして、小さい子供から高齢者の方まで分かりやすいように平仮名を多く使用し、「みらい創生。ひと・ゆめ・れきしをつなぐまち」とし、今後10年間のまちづくりを進めていくものであります。

また、令和3年度から7年度までの5年間の前期基本計画につきましては、施策名ごとに現状と課題、目指す姿、基本事業の内容、目標値を設定しております。

併せて、柳津町まち・ひと・しごと創生総合戦略を振興計画の策定に合わせて策定したものでございます。

以下、計画書のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第24号「柳津町振興計画の策定について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

お諮りいたします。

日程第26、議案第25号「辺地に係る総合整備計画の策定について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第25号「辺地に係る総合整備計画の策定について」提案理由を説明いたします。

本案は、令和3年度からの辺地に係る総合整備計画の策定に伴い、提案するものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

議案第25号辺地に係る総合整備計画の策定について、補足してご説明申し上げます。

本案は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づいて策定しております。辺地地域の生活、文化水準等の格差是正を図るため、交通体系、教育文化、生活環境の整備、産業の振興等の整備促進を図ることを目的に策定しているところでございます。

本計画を策定するメリットとしましては、公共施設の整備を行う際の財政上の特別措置としまして、辺地対策事業債を活用し、事業実施が可能となります。この辺地対策事業債であります、町負担の100%を充当可能であり、返済額の80%が地方交付税に算入される最も有利な地方債でございます。

現在の計画が今年度で終了することから、猪鼻・麻生・西山西部・西山東部の4つの辺地

区域について、令和３年度から令和８年度までの５か年を期間として新たな総合計画を１１ページから１２５ページまでのように策定するものであります。

なお、本年２月２２日付で県知事との協議が調っておりますので、本計画を提案し、議会の議決をお願いするものであります。

よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第２５号「辺地に係る総合整備計画の策定について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

お諮りいたします。

日程第２７、議案第２６号「工事請負契約の変更について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第２６号「工事請負契約の変更について」提案理由を説明いたします。

本案は、柳津町後継者独身住宅建設工事に変更が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、建設課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（登壇）

議案第26号について補足説明をさせていただきます。

本工事は、令和2年9月16日に議決いただきました柳津町後継者独身住宅建設請負工事で所要の変更が生じたことに伴い、変更契約について議会の議決を求めるものでございます。

記

変更すべき事項

1、契約金額 8,329万2,000円です。

なお、当初の請負金額は8,195万円で、主な変更概要ですが、簡易水道が整備され、以前に埋設されていた出倉地区水道の管で、これは現在も利用しておりますが、建築敷地内に埋設されていたことから、移設が必要となったものでございます。

請負契約額の変更で134万2,000円の増額となったものでございます。

以上で、議案第26号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第26号「工事請負契約の変更について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

お諮りいたします。

日程第28、議案第27号「町道路線の廃止について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第27号「町道路線の廃止について」提案理由を説明いたします。

本案は、道路法の規定に基づき、町道の廃止について提案するものであります。

なお、詳細につきましては、建設課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（登壇）

議案第27号について補足説明をさせていただきます。

127ページをご覧ください。

町道路線の廃止について、補足説明をさせていただきます。

別紙をご覧ください。

路線番号1039、路線名、細越谷地線、起点、大字細八字谷地平乙330番地6から大字細八字谷地平乙330番地6までの同用地内で道路延長181.1メートルです。

廃止理由は、県で只見川河川整備計画による護岸の土砂撤去を行っておりますけれども、護岸整備により町道の役割として必要なくなりますことから廃止するものでございます。

以上で、議案第27号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第27号「町道路線の廃止について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長

挙手多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

お諮りいたします。

日程第29、議案第28号「町道路線の認定について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第28号「町道路線の認定について」提案理由を説明いたします。

本案は、道路法の規定に基づき、町道の認定について提案するものであります。

なお、詳細につきましては、建設課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（登壇）

議案第28号について補足説明をさせていただきます。

130ページをご覧ください。

町道路線の認定について、補足説明をさせていただきます。

別紙をご覧ください。

2路線ございます。

路線番号3102、路線名、大成沢博士沢線、起点、大字大成沢字ブナ山甲1024番地7から大字大成沢字ブナ山甲1024番地9までの道路延長39.7メートルです。認定理由は、大成沢地区から琵琶首地区までの主要地方道柳津昭和線の一部、新たな軌道になりました区間の旧県道分の払下げ箇所を町道として認定するものでございます。

次に、路線番号3103、路線名、琵琶首居平3号線、起点、大字琵琶首字治部屋敷1517番から大字琵琶首字中ノ平274番2までの道路延長823.6メートルと橋梁延長4.5メートルです。認定理由は、こちらも主要地方道柳津昭和線の整備に伴うもので、地区内の旧県道分について払下げとなりますことから、道路法第8条第2項の規定によりまして町道として認定する

ものでございます。

以上で、議案第28号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第28号「町道路線の認定について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

ここで暫時休議といたします。

再開は14時10分といたします。(午後2時00分)

○議長

議事を再開します。(午後2時10分)

◇

◇

◇

○議長

お諮りいたします。

日程第30、議案第29号「令和2年度柳津町一般会計補正予算」

日程第31、議案第30号「令和2年度柳津町土地取得事業特別会計補正予算」

日程第32、議案第31号「令和2年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」

日程第33、議案第32号「令和2年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算」

日程第34、議案第33号「令和2年度柳津町介護保険特別会計補正予算」

日程第35、議案第34号「令和2年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算」

日程第36、議案第35号「令和2年度柳津町町営スキー場事業特別会計補正予算」

日程第 37、議案第 36 号「令和 2 年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算」

日程第 38、議案第 37 号「令和 2 年度柳津町下水道事業特別会計補正予算」

日程第 39、議案第 38 号「令和 2 年度柳津町簡易排水事業特別会計補正予算」

日程第 40、議案第 39 号「令和 2 年度柳津町林業集落排水事業特別会計補正予算」

については、いずれも関連性がありますので、一括上程し、議題といたしたいと思いますが、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、議案第 29 号、議案第 30 号、議案第 31 号、議案第 32 号、議案第 33 号、議案第 34 号、議案第 35 号、議案第 36 号、議案第 37 号、議案第 38 号、議案第 39 号は一括上程し、議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第 29 号「令和 2 年度柳津町一般会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、年間所要額の見込みによる歳入歳出予算及び継続費の補正、繰越明許費の設定並びに地方債の補正であります。

次に、議案第 30 号「令和 2 年度柳津町土地取得事業特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、年間所要見込み等による歳入歳出予算の補正であります。

次に、議案第 31 号「令和 2 年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、年間所要見込み等による事業勘定及び施設勘定の歳入歳出予算の補正であります。

次に、議案第 32 号「令和 2 年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、年間所要見込み等による歳入歳出予算の補正であります。

次に、議案第 33 号「令和 2 年度柳津町介護保険特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、年間所要見込み等による歳入歳出予算の補正であります。

次に、議案第34号「令和2年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、年間所要見込み等による歳入歳出予算の補正及び繰越明許費の設定の補正であります。

次に、議案第35号「令和2年度柳津町町営スキー場事業特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、年間所要見込み等による歳入歳出予算の補正であります。

次に、議案第36号「令和2年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、年間所要見込み等による歳入歳出予算の補正であります。

次に、議案第37号「令和2年度柳津町下水道事業特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、年間所要見込み等による歳入歳出予算の補正であります。

次に、議案第38号「令和2年度柳津町簡易排水事業特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、年間所要見込み等による歳入歳出予算の補正であります。

次に、議案第39号「令和2年度柳津町林業集落排水事業特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、年間所要見込み等による歳入歳出予算の補正であります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

それでは、議案第29号令和2年度柳津町一般会計補正予算であります。

なお、今回の補正であります。歳入につきましては、主に額の確定、あるいは、歳入見込みによる補正となっております。また、歳出につきましても、事業完了による額の確定、あるいは、執行見込みによる補正をお願いするものでございます。特に、今回の補正予算につきましては、新型コロナウイルスの影響によりまして事業等ができずに減額となっている

ものも多くなっておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、第1条でございますが、歳入歳出それぞれ2億7,194万8,000円を減額し、それぞれ50億3,898万5,000円とするものでございます。

第2条では、継続費の補正ということで、第2表により継続費補正をお願いするものでございます。

第3条では、第3表により繰越明許費をお願いするものでございます。

第4条では、第4表により地方債の補正をお願いするものでございます。

8ページをお願いいたします。

第2表 継続費補正であります。

7款土木費、5項住宅費、事業名、公営住宅等整備事業でございますが、事業費の確定によりまして7億8,110万円から3,968万4,000円を減額し、7億4,141万6,000円に補正するものでございます。

次のページをお願いいたします。

第3表 繰越明許費でございます。

まず、総務費としまして、総務管理費、個別施設計画策定事業で770万円、支所地区公共施設再編事業で1億246万7,000円について繰越しをお願いするものでございます。

農林水産業費につきましては、産地パワーアップ事業で1,325万1,000円、震災対策農業水利施設整備事業で559万5,000円、ふくしま森林再生事業で1,980万円の繰越しをお願いするものでございます。

次に、土木費では、道路維持管理事業で980万円、安久津4号線（仮称）新設事業で2,665万7,000円、五疊敷大成沢線改良事業で1,901万円、公営住宅整備事業で6,392万円の繰越しをお願いするものでございます。

次に、教育費では、学校環境個別施設計画策定事業で656万7,000円、西山小学校プールフェンス改修工事事業で242万円、成人式開催事業で6万7,000円、町誌編纂事業で77万円の繰越しをお願いするものでございます。

災害復旧費では、過年公共土木災害復旧事業で7,000万円、町単現年農地災害復旧事業で250万円、合計15事業で3億5,052万4,000円の繰越明許をお願いするものでございます。

次のページをお願いいたします。

第4表 地方債補正であります。

こちらについては、事業費の確定に伴いまして地方債の補正となっております。

まず、広域消防負担金事業では、10万円減の340万円となっております。次に、消防施設整備事業では610万円減の1,580万円、消防施設整備事業では100万円減の1,450万円、スクールバス整備事業では160万円減の780万円、町営住宅整備事業では900万円減の4億1,920万円、広域消防負担金事業で40万円減の230万円、美術館施設改修事業では100万円減の4,300万円、会津柳津学園中学校施設改修事業で110万円減の500万円、過年補助災害復旧事業では1,220万円減の2,390万円、減収補填としまして、新たな起債となりますけれども、交付税の措置が75%から100%ということで借入れするものでございます。なお、公営住宅費のほうに充当するものでございます。

合計で2,950万円減の8億6,680万2,000円でございます。

15ページをお願いいたします。

歳入になります。

町税、町民税、個人で32万5,000円の減、法人で257万7,000円の減でございますが、決算見込み等による減でございます。

次に、固定資産税でございますが、16万3,000円の増であります。実績で増額をお願いするものでございます。

次に、軽自動車税の環境性能割、29万9,000円の増であります。現段階で収入増ということで増額の補正をお願いするものでございます。

16ページをお願いいたします。

町たばこ税でございますが、269万円の減でございます。主に増税や消費本数の減による減額となっております。

次に、入湯税でございますが、81万1,000円の減でございます。こちらもコロナウイルスの影響が大きいということで、決算見込みで減額となっております。

次に、地方譲与税、地方揮発油譲与税でございますが、103万5,000円の減でございますが、決算見込みによるものでございます。

次に、利子割交付金でございますが、1万2,000円の増ということで、決算見込みによる増となっております。

17ページにいきまして、地方消費税交付金でございますが、169万6,000円の増でございます。こちらも額確定による増となっております。

次に、地方特例交付金でございますが、70万円の増、こちらも額確定による増となっております。

分担金及び負担金、災害復旧費分担金で33万4,000円の増でございますが、こちら農地災害に係る受益者の分担金でございますが、収入見込み増によるものでございます。

次に、民生費負担金で58万円の減でございますが、こちらにつきましては、まず、老人福祉施設入所負担金で1万8,000円の減、これは収入見込みの減でございます。児童福祉費負担金で49万円の減ですが、利用者の減少による負担金の減でございます。

18ページをお願いいたします。

現年分保育所入所負担金で4万1,000円の減につきましては、延長保育利用者の減少によるものでございます。滞納繰越分児童福祉費負担金については1,000円の減、それから、5節の滞納繰越分保育所入所負担金3万円の減については、不納欠損による減となっております。

次に、使用料及び手数料、使用料の土木使用料でございますが、52万8,000円の増でございます。土木管理使用料、営造物使用料、現年分住宅使用料、最後の滞納繰越分住宅使用料については、収入見込みの増ということで増額の補正をお願いするものでございます。前年度滞納繰越分住宅使用料につきましては、収入見込み減ということでございます。

次に、教育使用料では8万1,000円の増でございます。主に各施設の使用料等でございますが、収入見込みの減、また、増額による補正となっております。

19ページをお願いいたします。

同じく手数料の総務手数料ですが、34万6,000円の減でございます。こちらのほうは全て実績見込みによる減となっております。

次に、土木手数料、8,000円の増でございますが、屋外広告物の手数料ということで収入見込み増でございます。

20ページをお願いいたします。

国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金で25万1,000円の減でございますが、障害者福祉費負担金で26万1,000円の減につきましては、事業費の減額に伴う歳入の減となっております。保険基盤安定負担金1万円の増でございますが、負担金額確定による増となっております。

災害復旧費国庫負担金、28万5,000円の減ですが、事業費確定による減ということでございます。

次に、国庫補助金であります。まず、総務費国庫補助金につきましては、121万4,000円の減でございます。こちらは実績見込みによる減となっております。

次に、民生費国庫補助金であります、339万5,000円の減でございますが、こちらも実績見込み及び事業完了による減ということでございます。

次の21ページにいきまして、土木費国庫補助金で364万9,000円の増でございます。まず、道路橋梁費補助金で412万円の増でございますが、社総金の交付決定による減と増のものでございます。下水道費補助金で47万1,000円の減でございますが、事業確定による減となっております。

消防費国庫補助金で5万円の減につきましては、事業費確定による減でございます。

次に、国庫委託金、総務費国庫委託金で1万6,000円の増でございますが、実績見込みによる増ということでございます。

次に、県支出金、県負担金、民生費県負担金で145万1,000円の減でございますが、事業費の減及び交付決定によるものでございます。

22ページをお願いいたします。

県補助金でございます。こちらにつきましては、総務費県補助金で155万円の減、民生費県補助金で37万2,000円の減、衛生費県補助金で22万9,000円の減、農林水産業費県補助金で476万円の減、商工費県補助金で321万7,000円の減、土木費県補助金で58万8,000円の減、教育費県補助金で150万1,000円の減ということで、実績見込みによる減や交付決定による減となっております。

23ページをお願いいたします。

県委託金でございます。まず、総務費県委託金につきましては、1万円の増ということで、こちらは額の確定による増ということでございます。

衛生費県委託金では9万6,000円の減でございますが、実績による減ということでございます。

土木費県委託金で38万3,000円の増でございますが、こちらのほうは委託延長の増による委託金の増、それから、県道除草委託金については収入見込みの増によるものでございます。

教育費委託金では134万円の減ということで、こちらのほうは、コロナウイルスの影響によりまして事業の開催回数が減少したことによる委託金の減となっております。

次に、財産収入、財産運用収入、財産貸付収入で14万円の減でございますが、実績見込みによる減となっております。

24ページをお願いいたします。

財産売払収入の物品売払収入で51万4,000円の減でございますが、収入見込みによる減と

いうことでございます。

寄附金、一般寄附金で349万3,000円の増でございます。一般寄附金で310万3,000円、ふるさと納税分で39万円の増ということでございます。

次に、繰入金、基金繰入金、まず、財政調整基金繰入金につきましては1億4,000万円の減でございます。当初2億4,000万円の基金繰入を予定しておりましたが、全体の補正予算を見まして歳入を見込んだところ、1億4,000万円を減額するものでございます。

雇用対策基金繰入金につきましては、29万6,000円の減でございます。こちらのほうは緊急雇用分の決算見込みによる減でございます。

公共施設整備基金繰入金については、8,580万円の減。こちらのほうは、事業費の減に伴いまして基金繰入のほうを減額しております。主に公営住宅や支所の再編整備工事に係る分でございます。

震災復興基金繰入金130万円の減と地域づくり推進基金繰入金の134万7,000円の減につきましては、決算見込みによる減となっております。

25ページをお願いいたします。

森林環境譲与税基金繰入金で398万8,000円の減、それから、森林環境整備基金繰入金で226万3,000円の減、土地開発基金繰入金で523万円の減につきましては、事業費の確定等による減となっております。

次に、諸収入、延滞金加算金及び過料、延滞金で12万6,000円の増であります、実績に基づきます収入見込み増を予定しております。

次に、町預金利子でございますが、8,000円の減ということで、収入見込み減によるものでございます。

26ページをお願いいたします。

貸付金元利収入、奨学資金貸付金元利収入で7万6,000円の増でございますが、収入見込み増によるものでございます。

次に、雑入の雑入でございますが、1,518万9,000円の増でございます。主なものとしまして検診受益者納付金で168万1,000円の増、雑入で1,355万7,000円の増ということで収入見込みによる増減、また、交付決定による増減でございます。主なものとしましては、中ほどの美術館印刷物等販売収入ということで733万7,000円の増、それから、次のページの一番下の部分ですが、産地生産基盤パワーアップ事業県補助金で436万6,000円の増ということでございます。

次に、町債でございますが、土木債で900万円、消防債で760万円、教育債で370万円、災害復旧債で1,220万円の減ということで、こちらのほうは、事業の完了または完了見込みによる減となっております。

28ページをお願いいたします。

同じく町債の減収補填債で300万円の増でございますが、こちらのほうは減収を補填するための地方債ということで、新型コロナウイルス感染症の影響による令和2年度限りの措置でありまして、公営住宅整備に充当しているものでございます。

法人事業税交付金でございますが、33万8,000円の増ということで、こちらのほうは県からの通知に基づきまして見込み増ということでございます。

次に、歳出でございます。

議会費、議会費、議会費ですが、249万1,000円の減ということでございます。3節の職員手当から使用料及び賃借料まで決算見込みによる減額補正となっております。

次に、総務費、総務管理費、一般管理費で386万1,000円の減でございますが、こちらも報酬から次のページの負担金補助及び交付金まで全て支出見込みによる減となっております。

次に、30ページの文書広報費につきましては、36万4,000円の減でございます。こちらも新型コロナウイルスの影響によりまして区長会の開催数の減、また、区長会の研修等ができなかったということで減となっております。

財政管理費で539万円の減でございますが、こちらのほうは次のページの繰出金で、土地会計への事業費確定によりまして523万円の減となっております。その他については、支出見込みによる減でございます。

次に、企画費でございますが、815万6,000円の減でございますが、負担金補助及び交付金で704万1,000円の減となっております。これにつきましては、補助事業の実績に基づく減となっております。その他につきましては、支出見込みによる減でございます。

次に、32ページの支所及出張所費で378万4,000円の増でございます。増の理由としましては、工事請負費で支所周辺整備工事に係る分で560万円の増となっております。こちらの理由としましては、農集排のマンホールの移設だったり、水道管の移設、また、進入路工に伴う仮設道路の整備などに係る分でございます。ほかは支出見込みによる減となっております。

交通安全対策費で15万7,000円の減につきましては、主にコロナウイルスの影響によりまして研修会等が中止になったことによる減でございます。

33ページの後継者緊急対策費で20万円の減、それから、電算管理費で同じく20万円の減、

行財政改革推進費で4万4,000円の減、庁舎管理費で91万6,000円の減、町民バス管理費で11万5,000円の減ということで、こちらも全て支出見込みによる減となっております。

34ページをお願いいたします。

総務費の徴税費、徴税総務費で187万9,000円の減でございますが、産休に伴います代替職員分の人件費でございますけれども、応募がなかったということでその分、減ということでございます。

賦課徴収費、64万7,000円の減につきましては、全て支出見込みによる減ということでございます。

35ページにいきまして、戸籍住民基本台帳費でございますが、64万4,000円の減でございます。まず、需用費につきましては、人口動態調査事務委託金の追加交付により1,000円の増となっております。役務費で6万1,000円の増でございますが、不要となりました戸籍システムの処分に係る経費ということでございます。備品購入費で24万2,000円の減、負担金補助及び交付金で46万4,000円の減につきましては、実績、また、請け差による減ということでございます。

次に、選挙費、選挙管理委員会費で13万4,000円の減でございますが、こちらもコロナウイルスの影響によりまして選挙管理委員会の研修等ができなかったということで減額となっております。

36ページをお願いいたします。

統計調査費でございますが、9,000円の増ということで、こちらのほうは、県からの委託金の追加交付によりまして増額の補正をお願いするものでございます。

次に、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費で472万9,000円の減でございますが、こちらのほうも全て事業完了による減と国保事業勘定への繰出金の減が主な理由となっております。

37ページをお願いいたします。

老人福祉費で112万1,000円の増でございます。こちらも、繰出金で介護保険特別会計への繰出金で360万8,000円の増、それから、後期高齢者医療特別会計への繰出金で24万8,000円の減となっているものが主なものでございます。その他につきましては、実績及び実績見込みによる減となっております。

国民年金費で1万円の増ということで、こちらも支出見込みによる減のものが旅費と使用料及び賃借料に係る分です。償還金利子及び割引料で2万2,000円の増でございますが、元年度分の年金生活者支援給付金の確定による返還金となっております。

38ページをお願いいたします。

障害者福祉費で55万6,000円の減でございます。こちらは委託料で5,000円の増ということで、主なものとしては、中ほどの相談支援事業委託料で12万7,000円の増となっております。扶助費につきましては、実績によりまして56万1,000円の減ということでございます。

次に、児童福祉費、児童福祉総務費で89万2,000円の減でございますが、こちら全て支出見込みによる減ということでございます。

次に、柳津保育所運営費で715万4,000円の減でございますが、主なものとしましては、会計年度任用職員の保育士の人件費に係る分でございますが、当初8人で見ておりましたけれども、最終的に6人ということで減額をお願いするものでございます。そのほかについては、支出見込みによる減でございます。

39ページの西山保育所運営費で202万5,000円の減でございますが、備品購入費で106万2,000円の減となっております。これにつきましては、調理室の器具、事務室の棚などにつきまして、当初、支所の整備工事のほうで補助対象ということになったということで、その分減額するものでございます。

40ページをお願いいたします。

児童措置費で58万4,000円の減でございますが、全て支出見込みによる減となっております。

学童保育費で13万8,000円の減でございますが、報酬では5万3,000円の増でございますが、わくわくクラブの指導員に係る超勤分でございます。共済費については20万2,000円の減ということで支出見込みによる減、それから、旅費1万1,000円の増につきましては、会計年度職員の通勤手当に係る分でございます。

母子福祉費で113万円の減でございますが、こちらは報償費でございます。実績見込みによる減でございます。

41ページをお願いいたします。

衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費で12万3,000円の減でございますが、需用費で支出見込みによる減となっております。

予防費で397万4,000円の減でございますが、報償費から19節の扶助費までについては支出見込みの減、あるいは、実績による減となっております。償還金利子及び割引料で6万7,000円の増でございますが、こちらも元年度分の感染症予防事業国庫負担金に係る返還金でございます。

環境衛生費で1万3,000円の減につきましては、実績見込みによる減となっております。

母子保健費155万5,000円の減でございますが、こちらも支出見込みによる減ということでございます。42ページの償還金利子及び割引料ということでございます。17万3,000円の増でございますが、これは令和元年度分の母子保健衛生費国庫補助金の確定に伴う償還金となっております。

次に、衛生費、清掃費の塵芥処理費で17万9,000円の増でございますが、需用費で24万1,000円の増となっております。これにつきましては、ごみの回収回数が増えたということで増額の補正をお願いするものでございます。その他については、実績または確定による減ということでございます。

43ページをお願いいたします。

農林水産業費の農業費、農業委員会費で13万9,000円の減、それから、農業者年金事務費で5,000円の減につきましては、支出見込みの減によるものでございます。

農業振興費で347万7,000円の減でございますが、主なものとしましては、農業後継者ということで地域おこし協力隊を募集しておりましたけれども、応募がなかったということで減額をお願いするものでございます。補助金につきましては146万9,000円の増ということで、産地パワーアップ事業で330万円の増となっております。こちらのほうが昭和村の雪室の改修工事に係る負担金ということでございます。

次に、44ページの農地費でございますが、126万2,000円の減でございます。こちらも工事請負費につきましては事業完了による減、それから、次のページの負担金補助及び交付金で78万円の減でございますが、まず、県土地改良事業団体連合会負担金につきましては、県営中山間地域整備事業に係る負担金でございます。

次に、地域農政特別対策事業費で38万9,000円の減でございますが、全て支出見込みの減によるものでございます。

農村総合整備費で14万3,000円の増でございますが、こちらのほうは繰出金に係る分でございます。

国土調査費で24万4,000円の減でございますが、共済費については2万7,000円の増でございます。会計年度職員の社会保険料ということでございます。次のページの報償費から委託料につきましては、支出見込みによる減ということでございます。

次に、林業費、林業総務費で28万8,000円の減でございますが、こちらも全て支出見込みの減及び確定による減ということでございます。

次に、林業振興費で831万3,000円の減でございますが、主なものとしましては、次のページの委託料の調査委託料で398万8,000円の減となっております。こちらは森林環境譲与税を活用した事業で所有者の確認、それから意向調査に係る委託料で減額となったものでございます。その他、森林整備業務委託で188万3,000円の減であります。緩衝帯整備事業で、砂子原の分につきましては積雪の関係でできないということで減額をお願いするものでございます。そのほかにつきましては、支出見込みの減、また、補助金については実績見込みによりトータルで減となっているところでございます。

48ページをお願いいたします。

林業費の林道維持費で273万9,000円の減でございますが、主に緊急雇用事業に係る経費でございますけれども、事業が完了しているということで額確定により減額をお願いするものでございます。

次に、商工費、商工費、商工振興費で378万3,000円の減でございますが、主なものとしましては、負担金補助及び交付金で363万9,000円の減となっております。こちらにつきましては、実績及び実績見込みによる減となっております。そのほかにつきましては、支出見込みの減によるものでございます。

観光費で1,847万7,000円の減でございますが、こちらのほうも、次のページの委託料で827万4,000円の減、負担金補助及び交付金で340万2,000円の減となっております。主にコロナウイルスの影響で事業の中止、事業の縮小ということで大きく減となっているものでございます。その他については、支出見込みの減によるものがほとんどでございます。

次に、51ページの土木費、土木管理費でございます。土木総務費で12万1,000円の減、道の駅管理費で4万2,000円の減につきましては、支出見込みによるもの、また、負担金の確定によるものでございます。

52ページをお願いいたします。

道路橋梁費の道路維持費で898万8,000円の増でございますが、増の主なものとしましては、会計年度職員であります除雪隊の報酬で951万1,000円の増であります。これにつきましては、今年度の大雪による超過勤務手当の増によるもの、それから、需用費で323万7,000円の増がありますが、消耗品と燃料代に要する経費となっております。そのほかにつきましては、支出見込みによる減、請け差による減となっております。

次に、道路新設改良費で246万8,000円の減でございますが、委託料で40万円、工事請負費で106万8,000円の減でございますが、こちらについては事業費確定による減となっております。

す。補償補填及び賠償金で100万円の減でございますが、竜蔵庵上村線の改良工事に伴うものでございます。

53ページにいきまして、河川費、河川総務費で67万9,000円の減でございますが、こちらのほうも、新型コロナウイルスの影響によりましてロードフラワー等の事業が中止ということで減額をお願いするものでございます。

次に、都市計画費、下水道費で425万1,000円の減でございますが、負担金補助及び交付金で174万6,000円の減につきましては、合併処理浄化槽設置事業補助金で実績見込みによる減となっております。繰出金で下水道特別会計への繰出金で250万5,000円の減ということでございます。

次に、住宅費、公営住宅管理費で8万2,000円の減につきましては、支出見込みによる減でございます。

公営住宅整備等事業費で1億240万4,000円の減でございますが、こちらのほうは若者定住促進住宅に係る分等でございます。それと独身住宅に係る分でありまして、54ページの工事請負費で1億8万4,000円が大きく減となっているものでございます。

次に、消防費の非常備消防費で248万3,000円の減でございますが、こちらも新型コロナウイルスの影響によりまして幹部研修会等の中止ということで実績見込みによる減となっております。

次に、55ページの消防施設費で750万9,000円の減でございますが、需用費、役務費については支出見込みによる減でございます。委託料の350万円につきましては、当初、安久津地区と細越地区で予定しておりました防火水槽の設計委託でございますが、用地の確保ができなかったということで減額となっております。工事請負費については240万6,000円の減でございますが、請け差による減、備品購入費についても同様でございます。

防災費で88万8,000円の減でございますが、支出見込み、あるいは確定による減でございます。

56ページをお願いいたします。

広域消防費については、財源補正となっております。

次に、教育費、教育総務費、教育委員会費で13万7,000円の減ですが、こちらもコロナウイルスの影響によりまして事業中止による減となっております。

事務局費で174万7,000円の減でございますが、共済費で5万1,000円の増につきましては、会計年度任用職員の分でございます。次のページの報償費から負担金補助及び交付金につい

ては、主に支出見込みによる減となっております。

教員住宅管理費については、財源補正でございます。

小学校費の柳津小学校管理費で5万9,000円の減でございますが、旅費につきましては、会計年度職員の通勤手当の分で減額となっております。委託料で3万円の減につきましては、プールを使用しなかったということで不用ということで減額をお願いするものです。

次の58ページに移りまして、西山小学校管理費で13万3,000円の減でございます。共済費で7,000円の増であります、会計年度職員の社会保険料分でございます。報償費で14万円の減ということで、支出見込みの減によるものでございます。

柳津小学校教育振興費で28万8,000円の減、西山小学校教育振興費で15万5,000円の減につきましては、額の確定、また、支出見込みの減によるものでございます。

次に、中学校費、会津柳津学園中学校管理費で1万円の減ですが、共済費では1万9,000円の増、これは会計年度職員の社会保険料分で所要増となっております。旅費については、同じく会計年度任用職員の通勤手当の分でございます。2万9,000円の減ということでございます。

会津柳津学園中学校教育振興費で87万円の減でございます。共済費で5万5,000円の増でございますが、これも会計年度職員の社会保険料に係る分でございます。次のページの報償費から扶助費につきましては、こちらも新型コロナウイルスの影響で合唱コンクールなどができなかったということで減額をお願いするものでございます。

次に、教育費の社会教育費、社会教育総務費で308万4,000円の減でございますが、主なものとしまして報償費で168万6,000円の減でございます。こちらも新型コロナウイルスの影響によりまして事業縮小、また、中止ということで減となっております。また、委託料では104万円の減でありまして、中学生の海外派遣事業に係る事業としまして英語の研修を予定しておりましたが、参加者がいなかったということで減額をお願いするものでございます。そのほかにつきましては、支出見込みの減によるものでございます。

60ページの公民館費でございますが、149万1,000円の減でございます。こちらも全て新型コロナウイルスの影響によりまして事業の中止、それから、開催回数の減などにより減額をお願いするものでございます。

61ページの文化財管理費で10万3,000円の減でございますが、主なものとしましては、報償費で1万5,000円の増、旅費で2,000円の増につきましては、文化財の活用検討会というのがございまして、開催回数が1回増えたということでそれに伴う補正でございます。その

ほかにつきましては、支出見込みの減によるものでございます。

活性化施設管理費で9,000円の減につきましては、所要減でございます。

美術館管理費で833万5,000円の減でございますが、主なものとしましては、地域おこし協力隊の報酬等でございますが、当初3人で見込んでおりましたけれども、実質2人ということで報酬、職員手当、共済費が減となっております。次のページの委託料で178万2,000円の減となっておりますが、現在の消火設備の工事が年度末までかかるということで、展示室の殺虫・殺カビ処理業務の委託料については減額をお願いするものでございます。

美術館事業費で479万5,000円の減でございますが、報償費で111万1,000円の減、旅費で145万6,000円の減につきましては、こちらもコロナの影響によりまして事業中止等による減でございます。次のページの需用費から使用料及び賃借料については、支出見込みの減によるものでございます。

教育費、保健体育費、保健体育総務費で86万8,000円の減でございますが、こちらも全て支出見込みによる減と補助金の確定による減ということでございます。

64ページの学校給食費につきましては、財源補正でございます。

運動公園管理費で33万9,000円の減でございますが、こちらにつきましても全て支出の確定及び見込みによる減ということでございます。

65ページに移りまして、災害復旧費、公共土木施設災害復旧費、過年公共土木災害復旧費で800万1,000円の減でございますが、事業完了見込みによる減でございます。

次に、町単独災害復旧費で農地等災害復旧費については、財源補正となっております。

公債費の利子につきましては、16万1,000円の減でございますが、償還見込みを立てたときにトータルで減となるものでございます。

66ページをお願いいたします。

予備費で4,748万3,000円の減額をお願いするものでございます。

70ページをお願いいたします。

議案第30号令和2年度柳津町土地取得事業特別会計補正予算であります。

第1条としまして、歳入歳出それぞれ523万1,000円を減額し、それぞれ1,479万5,000円とするものでございます。

75ページをお願いいたします。

歳入になります。

諸収入、雑入の雑入で1,000円の減でございますが、収入見込みがないということで減額

をお願いするものでございます。

繰入金の一般会計繰入金でございますが、523万円の減でございます。こちらは、事業費確定によりまして一般会計からの繰入金の減額をお願いするものでございます。

76ページをお願いいたします。

歳出になります。

団地造成費、宅地造成費、宅地造成費で523万9,000円の減でございます。役務費につきましては、支出見込みの減によるものでございます。委託料につきましては、測量委託料ということで事業費確定による減でございます。

予備費で8,000円の増と増額をお願いするものでございます。

77ページをお願いいたします。

議案第31号令和2年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算であります。

第1条としまして、まず、事業勘定につきましては、歳入歳出それぞれ1,220万3,000円を減額し、それぞれ4億9,350万8,000円とするものでございます。施設勘定につきましては、歳入歳出それぞれ553万円を減額し、それぞれ7,877万2,000円とするものでございます。

82ページをお願いいたします。

歳入になります。

国民健康保険税、一般被保険者国民健康保険税でございますが、こちらにつきましては、見込みを立てましたところ、70万1,000円の減ということでございますが、1節の医療給付費分現年課税分で16万5,000円の増、2節の後期高齢者支援金分現年課税分で3万9,000円の増、4節の医療給付費分前年度滞納繰越分で8万1,000円の増で見込みを立てさせていただいたところでございます。それ以外の部分については、減額で見込ませていただいたところでございます。

83ページをお願いいたします。

国庫支出金、国庫補助金、国民健康保険災害等臨時特例補助金で43万1,000円の減でございますが、こちらのほうは、コロナウイルスの影響によりまして国保税の減額した分ではありますが、実績としまして交付額が16万9,000円の見込みであることから、減額をお願いするものでございます。

次に、県支出金、県補助金、保険給付費等交付金で886万9,000円の減でございますが、こちらのほうは交付見込みの減によるものでございます。

次に、財産収入、財産運用収入、利子及び配当金で2,000円の減でございますが、収入見

込みがないということで減額をお願いするものでございます。

繰入金、繰入金、一般会計繰入金で236万1,000円の減でございますが、まず、保険基盤安定繰入金につきましては額の確定による減、次のページの職員給与費等繰入金につきましては6万1,000円の減、財政安定化支援事業繰入金については85万円の減ということで額確定によるものでございます。その他一般会計繰入金で4万8,000円の増ということで、見込み増によるものでございます。

次に、諸収入の延滞金加算金及び過料、一般被保険者延滞金で11万9,000円の増につきましては、実績見込みによる収入見込み増ということでございます。

次に、雑入の一般被保険者返納金で4万2,000円の増でございますが、これも実績見込みによる収入見込み増ということでございます。

85ページをお願いいたします。

歳出になります。

総務費、総務管理費、一般管理費で999万7,000円の増でございますが、こちらにつきましては、事業勘定の決算見込みを立てたときに繰越金が多くなる見込みであるということで、基金に1,000万円を積み立てるものでございます。

負担金で59万2,000円の減につきましては、額確定による減でございます。

総務費、徴税費、納税奨励費で10万円の減につきましては、支出見込みの減によるものでございます。

総務費、運営協議会費、運営協議会費で6万1,000円の減につきましては、全て支出見込みによる減ということでございます。

次のページの保険給付費、一般被保険者療養諸費、一般被保険者療養給付費については、財源補正でございます。

一般被保険者療養費で35万9,000円の減については、支出見込みによる減でございます。

次に、一般被保険者高額療養費でございますが、753万8,000円の減でございますが、こちらも支出見込みによる減ということでございます。

次の医療給付費分につきましては、財源補正となっております。

87ページの2項の後期高齢者支援金等分と3項の介護納付金分につきましても、財源補正となっております。

保健事業費、特定健康診査等事業費でございますが、118万5,000円の減でございます。旅費につきましては、会計年度職員の通勤手当分で5,000円の増額をお願いするものでござい

ます。委託料で119万円の減でございますが、支出見込みによる減でございます。

88ページに移りまして、諸支出金、繰出金でございます。151万4,000円の増でございますが、こちらのほうは国保施設勘定への繰出金の部分でございます。

予備費で1,387万9,000円の減額をお願いするものでございます。

94ページをお願いいたします。

施設勘定の歳入になります。

まず、診療収の外来収入でございますが、こちらのほうは、全て収入見込みを立てましたところ、ほとんどの項目で減額の補正をお願いするものでございます。内科その他の診療報酬収入では52万6,000円の増ということで、こちらについては増額の補正をお願いするものでございます。

その他の収入でございますが、3万7,000円の増でございますが、決算見込みを立てまして収入見込み増ということでございます。

繰入金の特別会計繰入金で151万4,000円の増でございますが、こちらのほうは交付決定等による繰入金の増となっております。

95ページをお願いいたします。

県支出金、県補助金、診療施設県補助金で25万円の増でございますが、こちらのほうは、年末年始、診療所を開所した場合にその日数に応じて補助金が県のほうから来るものでございまして、12月30日、診療所を開所したということで増額の補正をお願いするものでございます。

96ページをお願いいたします。

歳出になります。

総務費、施設管理費、一般管理費で236万2,000円の減でございますが、こちらにつきましては全て支出見込みによる減となっております。

内科研究費で4万3,000円の減でございますが、こちらでも会議、研修会参加のための借上料でございましたが、所要減ということでございます。

医薬費、内科医薬費の医薬用機械器具費で205万円の減につきましては、請け差による減額の補正でございます。

医薬用消耗器材費で25万9,000円の増につきましては、需用費で27万5,000円の所要増、それから備品購入費につきましては、請け差による減額をお願いするものでございます。

97ページをお願いいたします。

医薬用衛生材料費で217万1,000円の減につきましては、支出見込みの減によるものでございます。

予備費で83万7,000円の増額をお願いするものでございます。

議案第32号令和2年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算であります。

第1条としまして、歳入歳出それぞれ50万7,000円を追加しまして、それぞれ5,245万4,000円とするものでございます。

103ページをお願いいたします。

歳入になります。

後期高齢者医療保険料、後期高齢者医療保険料でございます。67万9,000円の増でございますが、こちらにつきましては、特別徴収並びに普通徴収につきまして保険料の見込みを立てさせていただいたところ、増額を見込んだところでございます。

次に、繰入金、一般会計繰入金、保険基盤安定繰入金で24万8,000円の減でございますが、交付決定による減でございます。

次に、諸収入、延滞金、加算金及び過料、延滞金で7万6,000円の増でございますが、実績見込みによる収入見込み増ということでございます。

104ページをお願いいたします。

歳出になります。

広域連合納付金、保険料等負担金で51万2,000円の増でございますが、歳入のほうで保険料の増額を見込んでおりますので、歳出のほうでも増額をお願いするものでございます。

予備費で5,000円の減額をお願いするものでございます。

105ページをお願いいたします。

議案第33号令和2年度柳津町介護保険特別会計補正予算であります。

第1条としまして、歳入歳出それぞれ1,248万7,000円を追加し、それぞれ5億9,782万5,000円とするものでございます。

110ページをお願いいたします。

歳入になります。

保険料、介護保険料、第1号被保険者保険料で100万2,000円の増でございます。こちらにつきましては、今後の見込みを立てさせていただいたところ、合計で100万2,000円の増額を見込んだところでございます。

次に、国庫支出金、国庫負担金、介護給付費負担金で161万円の増でございますが、こち

らのほうは、歳出で介護サービスに係る給付費の増で見込んでおりますので、歳入も増額の補正をお願いするものでございます。

次に、国庫支出金、国庫補助金、調整交付金の93万円の増につきましても、歳出のほうの介護サービスに係る給付費の増ということで、増額の補正をお願いするものでございます。

次の地域支援事業交付金で64万円の減でございますが、こちらのほうは介護予防事業の見込みの減によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

国庫支出金、国庫補助金、3目の地域支援事業交付金で5万4,000円の減でございますが、こちら介護予防に係る事業費の減によるものでございます。

災害臨時特例補助金につきましては、6万5,000円の増ということで、介護保険料の減免に係る補助金でございます。

特別調整交付金については、96万6,000円の減ということで、額確定による減でございます。

支払基金交付金の介護給付費交付金で305万1,000円の増につきましては、こちら歳出の介護給付費の増に伴う交付金の増でございます。

地域支援事業交付金で89万6,000円の減につきましては、介護予防事業に係る歳出の減ということで減額になるものでございます。

112ページをお願いいたします。

県支出金、県負担金、介護給付費負担金で520万4,000円の増でございます。こちらのほうも、歳出の介護給付費の増による県負担金の増となっております。過年度分につきましても、327万1,000円の増ということで、額確定による増となっております。

次に、県補助金、地域支援事業交付金でございますが、40万円の減、それから、2目の同じく地域支援事業交付金で2万7,000円の減につきましては、介護予防事業に係る事業費の減によるものでございます。

113ページをお願いいたします。

繰入金、一般会計繰入金でございますが、介護給付費繰入金で136万1,000円の増、それから、その他一般会計繰入金で267万4,000円の増につきましては、歳出の介護給付費の増に伴いまして一般会計からの繰入金の増額をお願いするものでございます。

次の地域支援事業繰入金4目と5目につきましては、40万円の減、2万7,000円の減ということで、介護予防事業費の減に伴います一般会計からの繰入金の方でございます。

114ページをお願いいたします。

歳出になります。

総務費、総務管理費、一般管理費で17万2,000円の減でございます。こちらにつきましては、全て支出見込みの減によるものでございます。

保険給付費、介護サービス等諸費、特例居宅介護サービス給付費で23万5,000円の増、それから、施設介護サービス給付費で1,140万円の増ということでございますが、こちらのほうは、今後の支出見込みを立てまして増額の補正をお願いするものでございます。

次に、高額介護サービス等費ということで45万7,000円の増でございますが、こちらも支出見込みの増によるものでございます。

115ページをお願いいたします。

介護予防サービス等諸費、地域密着型介護予防サービス給付費で120万8,000円の減でございますが、こちらのほうは、グループホーム等に係る分でございますが、今後の支出見込みにより減額をお願いするものでございます。

保険給付費、その他諸費、審査支払手数料で1万2,000円の増につきましては、所要増でございます。

地域支援事業費、包括的支援事業・任意事業費の介護予防ケアマネジメント事業費、それから、任意事業費については、財源補正となっております。

地域ケア会議推進事業費で8万5,000円の減につきましては、支出見込みによる減でございます。

116ページにいきまして、一般介護予防事業費で332万3,000円の減でございますが、こちらにつきましては、全て健幸クラブなどの一般介護予防事業に係る分でございまして、今後の支出見込みなどにより減額をお願いするものでございます。

諸支出金、償還金及び還付加算金、償還金で412万円の増でございますが、こちらのほうは、令和元年度分の介護給付費、それから、地域支援事業に係る償還金となっております。

予備費で105万1,000円の増額をお願いするものでございます。

118ページをお願いいたします。

議案第34号令和2年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算であります。

第1条としまして、歳入歳出それぞれ334万9,000円を減額し、それぞれ1億7,753万1,000円とするものでございます。

第2条としまして、第2表 繰越明許費をお願いするものでございます。

121ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費であります。

1款簡易水道事業費、1項簡易水道事業費で維持修繕事業でございますが、954万7,000円につきまして繰越しをお願いするものでございます。

124ページをお願いいたします。

歳入になります。

分担金及び負担金、負担金、加入負担金で17万6,000円の減でございますが、こちらは水道加入負担金ということで、当初より見込みが少なかったということでその分、減額をお願いするものでございます。

使用料及び手数料、使用料、簡易水道事業使用料で313万9,000円の減でございますが、現年度分と前年度滞納繰越分につきましては、収入見込みを立てましたところ、減額の補正をお願いするものでございます。滞納繰越分につきましては、実績に基づきまして43万8,000円の増額を見込んでいるところでございます。

使用料及び手数料、手数料、簡易水道手数料で3万3,000円の減でございますが、検査手数料の収入見込みの減によるものでございます。

125ページに移りまして、繰入金、一般会計繰入金でございますが、2,000円の減でございます。一般会計からの繰入金につきまして減額をお願いするものでございます。

諸収入の雑入で2,000円につきましても、所要減ということでございます。

同じく諸収入の延滞金加算金及び過料の延滞金で3,000円の増でございますが、実績に基づきまして3,000円の増額をお願いするものでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出になります。

簡易水道事業費、簡易水道事業費で334万9,000円の減でございます。こちらにつきましては、全て支出の見込み及び額確定による減となっております。

127ページをお願いいたします。

議案第35号令和2年度柳津町町営スキー場特別会計補正予算であります。

第1条としまして、歳入歳出それぞれ10万円を減額し、それぞれ331万2,000円とするものでございます。

132ページをお願いいたします。

歳入になります。

繰入金の一般会計繰入金で10万円の減でございます。こちらのほうは、歳出の減に伴いまして一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

133ページをお願いいたします。

歳出になります。

スキー場事業費のスキー場事業費で10万円の減でございます。こちらのほうは、全て支出見込みによる減となっております。

134ページをお願いいたします。

議案第36号令和2年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算であります。

第1条としまして、歳入歳出それぞれ49万4,000円を減額し、9,019万1,000円とするものでございます。

139ページをお願いいたします。

歳入になります。

分担金及び負担金、負担金、加入負担金で35万2,000円の減でございますが、当初見込みよりも加入負担金の見込みが少なかったということで減額をお願いするものでございます。

使用料及び手数料、使用料、農業集落排水施設使用料で33万9,000円の減でございますが、現年度分と前年度滞納繰越分につきましては、今年度の収入見込みを立てましたところ、減額の補正をお願いするものでございます。滞納繰越分につきましては、3万1,000円の増ということで実績に基づく増となっております。

次に、繰入金の一般会計繰入金につきましては、19万7,000円の増でございますが、歳出で修繕費の増ということで、一般会計からの繰入金について増額の補正をお願いするものでございます。

140ページをお願いいたします。

歳出になります。

総務費、総務管理費、施設管理費で10万9,000円の減でございます。まず、需用費で38万2,000円の増でございますが、修繕費ということで、野老沢地区排水浄化センター近くの原水ポンプの故障修繕に係る経費となっております。役務費から公課費につきましては、支出見込みの減によるものでございます。

次のページの予備費で38万5,000円の減でございますが、減額をお願いするものでございます。

142ページをお願いいたします。

議案第37号令和2年度柳津町下水道事業特別会計補正予算であります。

第1条としまして、歳入歳出それぞれ325万2,000円を減額し、それぞれ7,896万9,000円とするものでございます。

147ページをお願いいたします。

歳入になります。

分担金及び負担金、負担金、加入負担金で17万6,000円の増でございますが、当初見込みより1件増額をお願いするものでございます。

使用料及び手数料、使用料、公共下水道排水施設使用料で85万3,000円の減でございますが、こちらについては、全て今後の収入見込みを立てたところ、減額の補正をお願いするものでございます。

繰入金の一般会計繰入金で250万5,000円の減でございます。こちらは、歳出の減に伴います一般会計からの繰入金の減ということでございます。

148ページをお願いいたします。

諸収入の雑入で7万円の減でございますが、例年実施しておりました下水道まつりでございますが、中止ということで助成金の減の分でございます。

149ページをお願いいたします。

歳出になります。

総務費、総務管理費、施設管理費で325万2,000円の減でございます。こちらにつきましては、額の確定と支出見込みによる減ということでございます。積立金につきましては、下水道加入者の増によるものでございます。

150ページをお願いいたします。

議案第38号令和2年度柳津町簡易排水事業特別会計補正予算であります。

第1条としまして、歳入歳出それぞれ5万5,000円を減額し、214万5,000円とするものでございます。

155ページをお願いいたします。

歳入になります。

使用料及び手数料、使用料、簡易排水施設使用料で1,000円の減、こちらについては、収入見込みがないということで減額をお願いするものでございます。

繰入金の一般会計繰入金で5万4,000円の減でございますが、歳出の減による一般会計からの繰入金の減となっております。

156ページをお願いいたします。

歳出になります。

総務費、施設管理費、施設管理費で5万5,000円の減でございますが、額の確定及び支出見込みの減によるものでございます。

157ページをお願いいたします。

議案第39号令和2年度柳津町林業集落排水事業特別会計補正予算であります。

第1条としまして、歳入歳出それぞれ2万1,000円を減額し、それぞれ277万9,000円とするものでございます。

162ページをお願いいたします。

歳入になります。

使用料及び手数料、使用料、林業集落排水施設使用料で1,000円の減でございますが、収入見込みがないということで減額をするものでございます。

繰入金、一般会計繰入金で2万円の減につきましては、歳出の減に伴う一般会計からの繰入金の減でございます。

163ページをお願いいたします。

歳出になります。

総務費、総務管理費、施設管理費で2万1,000円の減でございますが、支出見込みの減によるものでございます。

以上であります。

よろしくをお願いいたします。

◇ ◇ ◇

○議長

質疑の前に、ここで暫時休議します。

再開は15時35分といたします。（午後3時25分）

○議長

議事を再開いたします。（午後3時35分）

◇ ◇ ◇

○議長

それでは、令和2年度補正予算について質疑を許します。

8番、荒明正一君。

○ 8 番

23ページに道路委託金というがなあるわけですけど、これは除雪に関係したお金で除雪に関係したものと思いますが、今年、私のところに2回ほど電話をよこしてくれた方があって、その人の話では、10年も前から今と同じように朝、除雪が間に合わないで困ってんだというような率直なご意見であったわけであります。それで何とかならないものかというふうに思うわけでありますが、この点、予算的にも県のほうと、県道のようにありますから、県のほうと相談して何とかしてやれないものかなというふうに思ったわけであります。それは町道も入って、藤のほうでありますので、町道も入っている路線であるかと思いますが、そうなった場合には、町道については町がそれなりに手当てするとかというようなことにも、やれないものか。何かいい方法を考えてあげなければならないんでないかということでありまして、そういうふうな私が電話を受けた人ばかりでなく、話を聞いてみると、俺のところもそうだと。朝に雪かいたって、かいたと思うとその後、またすぐまた持ってったりして、また同じような状態が続いているということでありますので、この辺を何とかできないものかなというふうに思いますので、それをお願いしたいと思うわけであります。

そして、30ページの交際費、町長の交際費が120万、今年の場合は150万くらい上がってたような認識をしていたわけですが、町長として、私もこんなに少ないのかと思ってびっくりしたような感じなんです、町長として、議員をやっていたにもかかわらず、町長になってみてこんなに少ないのかと思ったかどうか。率直な感想をお聞かせ願いたいと思います。

あとまた、後で出てきたら質問したいと思います。

○議長

まず、荒明議員、23ページは、土木費県委託金のことでしょうか。

○ 8 番

そうです。

○議長

これについて、県のほうから予算が少ないということに対する質問でしょうか。これは県道の部分ですけども。

○ 8 番

そうそう。

○議長

では、30ページについては、町長の交際費が112万円減になっておりますが、こんなに少

なくてよろしいんですかというのは。これは減になっていますよ。予算よりもこれだけ減っているという。使わなかったということですから。それに対する説明を求めるということでしょうか。

○ 8 番

そうです。交際費としても金額的に少ないんだなと思ったんですけど。町長としては、議員から上がっていったもんですから、そういう今の立場になってどう思っておられるか。

○議長

では、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長

では、お答えいたします。

23ページの県委託金関連でございますけれども、限られた中、消雪関係等の管理も行っておりますけれども、今のご要望ということで話をお預かりしまして、次年度、対応というような形がかなうのならば努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長

では、町長の交際費は、総務課長。

総務課長。

○総務課長

30ページの町長交際費につきまして112万円の減ということでございますが、当初予算では140万円ございました。令和2年度につきましては、新型コロナウイルスの影響によりまして各種会議、東京出張等、そういったものがほとんど中止ということでありますので、そういったことで減額となっているものでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長

8 番、荒明正一君。

○ 8 番

県の委託金については、ここで課長とやり取りしたって問題解決しないと思いますが、令和3年度に向かっては、町民の声というか、区長としては、10年も何ぼ頼んでも駄目で諦めてんだというような話であります。実際どうか、私も100%分かっているわけではありませんが、町民からのそういう声を聞くと、せめて半分くらいは本当かなと思わざるを得ないわけ

でありますので、その辺は解決に向かって取り組んでいただきたいと思うわけであります。

以上です。

○議長

あとよろしいですか、町長の交際費は。

○８番

いいです。

○議長

ほかにございませんか。

１番、磯目泰彦君。

○１番

それでは、１点だけお聞きしたいと思います。

一般会計補正予算ということで、49ページ、６款商工費１項商工費１目商工振興費18節の負担金補助及び交付金の中なんです、起業者支援事業補助金100万円、そして、小規模事業者後継者支援事業補助金60万円ということで、この２件が減額になっているわけでございます。これは、当初予算のほうの金額にもほぼ同じような金額で組まれていたわけでございますけれども、同額に近い減額ということでありますので、すみません、１点、まずは実績、どのような実績になっているか、地域振興課長、お聞きします。

○議長

答弁を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長

磯目議員のご質問にお答えいたします。

実績でございますが、執行はゼロでございます。今のところ、現在、ゼロという形になっています。小規模事業者の後継者のほうにつきましては、相談件数２件ほどありましたが、支出まで至らなかったということでもあります。また、起業者支援事業補助金のほうにも100万円という形でございますが、こちらのほうも申込みがなかったということもございます。

以上でございます。

○議長

１番、磯目泰彦君。

○１番

令和元年度も見させていただいたんですが、やはり実績がなかったと。令和3年度の予算の中には、またこのように100万円と60万円の予算が計上されていたということであります。重点事業の中でも説明が書いてあったんですが、周知の徹底、実施を図っていきたいというようなことが記載されているわけでございますけれども、これは当然、事業内容の見直しということが必要になってくるのではないかとということで私は思っております。当然、町内で頑張っていらっしゃる事業者の後継者の方を後押しするような、こういった国の政策ということもありますので、ぜひともそういったものを参考にする、または、そこに町の独自でもいいんですけれども、後継者の方々、起業の方々、積極的に支援をしていってほしいというふうに思っておりますけれども、その点について、今後の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

それでは、磯目議員のご質問にお答えいたします。

確かに内容をもう少し変えないといけないなと思っております。また、起業支援につきましても、振興局審議会の中の委員さんからも、やはりもう少し、立ち上げのときだけではなく、それからある程度波に乗るまでと、5年程度の支援は何らか、あつていいのではないかという話もございます。そちらのほうも改正していきたいと。

また、小規模の後継者のほうも、年齢も前々回ですか、一昨年ほど、上げたんですが、それでもなかなか来ないということもありますので、今、コロナ禍の中で、国の経済産業省のほうでも中小企業の事業再構築促進事業という部分で、企業が思い切った転換というか、新たなものをやる、例えば、建設業が農業をやってみたとか、飲食業がもう少し変わったものをつくってみたとか、小売業が店舗だけでなくネットでの販売をやってみたとかという部分に対しても支援をしていくという。もちろん、こちらはコロナの部分なので直近の6か月の売上げがどうのとあるんですが、そういったものも参考にしながら少し、今の時代に合った部分で改正はしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長

1 番、磯目泰彦君。

○1 番

最後にしたいと思うんですけども、今、課長が言われたように、今、私もその資料、手元に持っているんですが、経済産業省と中小企業庁でやっている、こういった施策というものもあります。やはりコロナだからと、コロナ禍の中だから厳しいんだというような話ではなくて、コロナ禍だからこそできることというのも、これは当然出てくるというふうに思います。事業内容もしっかりと精査していただきながら、令和3年度に向けて、課長のもう1回、力強い決意をお願いして、終わりたいと思います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

改正に伴いましては、少し中身、課内でもまたやって、また、外部の方の意見も聞きながら直して、なるべく早く要綱のほうを改正させていただきまして、また、議員の皆様の方にもご提示できればと思っております。

以上でございます。（「終わります」の声あり）

○議長

ほかにございますか。

8番、荒明正一君。

○8番

15ページに固定資産税の項目があるわけでありますが、私にしては珍しい質問をしてみたいと思います。固定資産税の中で養豚場のピッグファームの固定資産税としてどのぐらい上がっているのかなというふうに思うわけでありますが、いつから納めるようになって、今回で何年になったのか、私、よく分かりませんが、年度ごとに教えていただけるならば教えていただきたいなど。いろんな面において、悪い効果はないと思うんですが、いかがですか。

○議長

8番、荒明議員に申し上げますが、固定資産税の個別的な、それから、氏名とか、これについては、荒明議員が後ほど担当課に行ってお聞きしてください。よろしいですか。

○8番

はい。分かりました。

○議長

ほかにございますか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第 29 号「令和 2 年度柳津町一般会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第 30 号「令和 2 年度柳津町土地取得事業特別会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第 31 号「令和 2 年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第 32 号「令和 2 年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第 33 号「令和 2 年度柳津町介護保険特別会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第３４号「令和２年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第３５号「令和２年度柳津町町営スキー場事業特別会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第３６号「令和２年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第３７号「令和２年度柳津町下水道事業特別会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第３８号「令和２年度柳津町簡易排水事業特別会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第39号「令和2年度柳津町林業集落排水事業特別会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

お諮りいたします。

日程第41、議案第51号「監査委員の選任同意について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第51号「監査委員の選任同意について」提案理由を説明いたします。

本案は、伊藤光正氏の任期が令和3年3月31日をもって満了となることにより提案するものであります。

◇

◇

◇

○議長

暫時休議いたします。（午後3時55分）

○議長

議事を再開いたします。（午後3時56分）

◇

◇

◇

○議長

説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

ただいまお手元にお配りいたしました、議案第51号、住所、福島県河沼郡柳津町大字柳津

字村ノ上乙1995番地、岩佐利昭、生年月日、昭和28年2月1日生まれの選任につき、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第51号「監査委員の選任同意について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長

お諮りいたします。

日程第42、議案第52号「副町長の選任同意について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

ここで該当する方がいらっしゃいます。退場を願いたいと、このように思います。

（副町長退席）

○町長（登壇）

議案第52号「副町長の選任同意について」提案理由を説明いたします。

本案は、矢部良一氏の任期が令和3年3月31日をもって満了となることにより提案をするものであります。

◇

◇

◇

○議長

暫時休議します。（午後3時59分）

○議長

では、議事を再開します。（午後４時００分）

◇

◇

◇

○議長

説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

ただいまお手元にお配りいたしました、議案第52号、住所、福島県河沼郡柳津町大字細八字塚乙109番地1、氏名、矢部良一、生年月日、昭和30年5月15日生まれの選任につき、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第52号「副町長の選任同意について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで、矢部副町長の入場を求めます。

（副町長入場）

◇

◇

◇

○議長

お諮りいたします。

日程第43、報告第1号「専決処分の報告について」を議題といたします。

専決処分の報告を求めます。

町長。

○町長（登壇）

報告第1号「専決処分の報告について」ご説明いたします。

本案は、平成29年3月12日、柳津町B&G海洋センター第2体育館内において発生した事故について、相手方と和解したため、地方自治法の規定により報告するものであります。

なお、詳細につきましては、教育課長より説明させます。

○議長

補足説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（登壇）

報告第1号専決処分の報告について、補足してご説明申し上げます。

137ページをお開きください。

専決第2号損害賠償の額の決定及び和解についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり損害賠償の額を決定し、和解するというものでございます。

1、損害賠償及び和解の相手方といたしましては、住所、福島県河沼郡柳津町大字柳津字檀ノ浦甲370番地18、柳ヶ丘団地2号棟103号、氏名、渡部彩奈。

2、事故の概要といたしましては、平成29年3月12日、福島県河沼郡柳津町大字柳津字金谷沢乙1795番地の柳津町B&G海洋センター第2体育館内において、当時小学3年生の渡部彩奈氏が友人と遊んでいた際に、ウェイトトレーニング器具のおもりに左親指を挟みけがを負ったものでございます。

3、町の損害賠償額といたしましては、113万3,833円でございます。

4、和解の内容といたしましては、町は相手側に損害賠償額を支払うものとし、一切の債権債務関係がないことを確認するものでございます。

なお、令和3年2月19日付で専決をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長

これをもって報告を終わります。

◇

◇

◇

○議長

お諮りいたします。

日程第４４、議員提出議案第１号「柳津町議会委員会条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に趣旨説明を求めます。

７番、田崎信二君。

○７番（登壇）

議員提出議案第１号「柳津町議会委員会条例の一部を改正する条例について」、首題の議案を別紙のとおり会議規則第14条第２項の規定により提出するものであります。

では、趣旨説明いたします。

本案は、町民の皆さんに議会に対し関心を持ってもらうためにも、広報委員会の役割を充実させていくとともに、議員１人につき１つ以上の委員会に所属してもらうことを狙いとして、今回、広報常任委員会を設置するものであります。

柳津町議会委員会条例第２条及び第７条を改正するものです。

以上であります。

令和３年３月１０日

提出者 柳津町議会議員 田崎 信二

賛成者 柳津町議会議員 新井田順一

同 柳津町議会議員 磯目 泰彦

同 柳津町議会議員 荒明 正一

柳津町議会議長 伊 藤 昭 一 殿

以上です。

○議長

お諮りいたします。

議員提出議案第１号「柳津町議会委員会条例の一部を改正する条例について」は、ただいまの説明のとおりでありますので、質疑を省略し、原案のとおり決定したいと思います、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



○議長

お諮りいたします。

日程第45、「柳津町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について」を議題といたします。

これより地方自治法第182条及び同条第2項の規定により、柳津町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選といたしたいと思いますが、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。

柳津町選挙管理委員会委員に佐々木憲一氏、杉原善衛氏、佐藤美枝子氏、天野一弘氏の4名を指名いたします。

ただいま議長において指名いたしました佐々木憲一氏、杉原善衛氏、佐藤美枝子氏、天野一弘氏を柳津町選挙管理委員会委員に当選人と定めることに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、佐々木憲一氏、杉原善衛氏、佐藤美枝子氏、天野一弘氏を柳津町選挙管理委員会

委員に当選と決定いたしました。

次に、柳津町選挙管理委員会補充員に北田 勇氏、小島利則氏、猪俣圭子氏、小林幸子氏の4名を指名いたします。

ただいま議長において指名いたしました北田 勇氏、小島利則氏、猪俣圭子氏、小林幸子氏を柳津町選挙管理委員会補充員の当選人と定めることに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、北田 勇氏、小島利則氏、猪俣圭子氏、小林幸子氏を柳津町選挙管理委員会補充員に当選と決定いたしました。

お諮りいたします。

補充員の順位については、1位、猪俣圭子氏、2位、小林幸子氏、3位、北田 勇氏、4位、小島利則氏にしたいと思いますが、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、補充員の順位については、1位、猪俣圭子氏、2位、小林幸子氏、3位、北田 勇氏、4位、小島利則氏に決定いたしました。

以上で柳津町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を終わります。

以上をもって本定例会の議事日程は全て終了いたしました。

◇

◇

◇

◎閉会の議決

○議長

お諮りいたします。

これをもって閉会としたいと思いますが、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、令和3年第1回柳津町議会定例会を閉会といたします。

長い間、大変お疲れさまでございました。(午後4時11分)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

柳津町議会 議長 伊 藤 昭 一

同 議員 磯 目 泰 彦

同 議員 新 井 田 順 一

同 議員 伊 藤 純